

第4回日野町議会定例会会議録

平成28年6月16日(第3日)

開会 9時10分

散会 16時02分

1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	池内俊宏
教育次長	古道清	総務課長	高橋正一
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	宇田達夫
介護支援課長	夏原英男	農林課長	藤澤隆
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	山本和宏
会計管理者	福本喜美代	住民課参事	山田敏之
学校教育課参事	野瀬薫		

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

8番	蒲生	行正君
7番	齋藤	光弘君
1番	堀江	和博君
2番	後藤	勇樹君
5番	谷	成隆君
11番	東	正幸君
13番	對中	芳喜君

会議の概要

－開会 9時10分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暑い時期でもございますので、上着を外していただいても結構かと思えます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問通告書に基づきまして、今日までと同様に、今回も分割方式にて質問を行わせていただきます。

本題に入ります前に、本日16日は、最大震度7を2回観測いたしました熊本地震の本震から2ヵ月となりました。そこで、まずもってこのたびの熊本地震により被災された全ての方に心からのお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

次に、私は役場の業務の基本はサービス業であるとも思っております。その思いに立って、持ち主の逝去により空き家となりました住宅の始末に、相続人に寄り添い、親切な対応をいただいた大岡正和主査、住民が困り果てていた、住宅内に住み着いた害獣の駆除に、住民の心情に思いを巡らせ、時を置かずに対応いただいた、ここにおられる山田敏之参事、お二人の住民の心に響く対応を大いに評価するものであります。

それでは、前置きはこの辺までにいたしまして、通告書に基づきまして一般質問に入らせていきます。

まず、第1問目の質問、街灯設置についてお伺いいたします。平成26年7月7日に発売開始された、株式会社マイクロマガジン社発行の『これでいいのか滋賀県』の日野町のページの結びは、「日野の中心エリアは国道にもかかわらず街灯がないところがある。これでは夜のひとり歩きもままならない。日野商人も氏郷公も結構だけど、その前に基本的なインフラ整備が先」であります。町長が覚えておられるかどうか分かりませんが、この件、『これでいいのか滋賀県』の日野町の街灯については、平成26年の第5回定例会議第2日目、9月12日の開催の本会議の質疑、平成26

年度日野町一般会計補正予算第1号、交通安全対策費の街灯設置補助事業に関連して、防犯灯、街灯についてのお考えを町長にお伺いいたしました。そのときもこの本をこの場で見せたので、町長は覚えておられるのかなとも思うんですが、このときの町長の答弁の要約は、「集落内の防犯灯については集落で設置をいただき、それに町が補助するという形態。集落間をつなぐ縄手の部分については町が設置、それぞれの商店街などでは街路灯の整備をされ、町の安全対策といたしますか、そういうところに寄与していただいている。今後も通学路をはじめ、地域の皆さんのご意見を聞きながら取り組んでまいりたいなど、このように思っています」でありました。一言にまとめれば、町長の政治姿勢であります、「皆さんのご意見を聞く」であり、「街灯の設置は地域の皆さんのご意見を聞きながら取り組む」であります。

本年2月2日に、当時の学校教育課長、学校教育課参事 安田寛次先生 現日野小学校長のご尽力により、21世紀の日野町を担う小学生の意見を聞く場、日野小学校の6年生と我々議員が町の将来像について意見を交わす、ワークショップを催していただきました。このワークショップにおいて池元議員が担当されたグループの最も実現してほしい問題は、「安全な町、明るい町のために街灯設置を」でありました。このことに関しましては、池元議員が早速3月議会の一般質問に取り上げられました。街灯設置の間隔や電灯の明るさの問題、子ども目線に立って、自転車で、また歩いて調査すると本当に暗いですと、このときの町長の答弁は、「街灯の設置については、各地区のPTA、通学路交通アドバイザーなどの日常的に子どもの目線で通学路を見ていただいている方の意見もいただき、参考にいたしております。さらに、各地区行政懇談会で要望をいただいた箇所や、建設計画課で夜間の街灯点検を行い、必要であると判断した場所にも設置いたしております。今後も子どもたちにとって安心・安全な通学路を確保するため、引き続き必要な場所について設置をしてまいりたいと考えております」であります。一言にまとめれば、「街灯が必要な場所については設置する」であります。

本年4月6日から15日までの春の全国交通安全運動パトロール巡回のとき、日野町内で最も標高が高い山間集落の方より、「日野町の中心地である役場周辺、松尾地先の道路が暗いがために、人通りも少なく、にぎわいが無い。街灯の設置を」との要請を受けました。日野地区にお住まいの方からの目ではなく、西大路地区の、しかも日野町の中心地から遠く離れた山間集落の方よりの目で見えてであります。今年の流行語大賞の候補に確実にとなると私は思っております。昨日、突如として都議会議長に21日付の辞職願を提出し、全会一致で同意された時の人、舛添東京都知事が何度も発せられている、第三者の目で見えてであります。

そこでお伺いをいたします。

第1点目、日野町外の方よりの視点、全くの第三者である株式会社マイクロマガ

ジン社からの視点、21世紀の日野町の中心を担う小学生、日野小学校6年生の要望、日野町中心地から遠く離れた山間集落の方から見た、町の中心地へのご意見、これらのお考えに対しての率直な町長の感想を伺います。

第2点目、今日までの住宅地での街灯設置は、国・県よりの補助金頼みの、商店街基盤施設等整備事業による設置と、自治会による町の補助金を得ての設置が中心であり、町の主体性が全く見られません。国・県よりの補助金頼みの施策、自治会頼みの施策であります。せめても町の中心地、商業地と定めた都市計画道路松尾線と、松尾交差点信号から松尾北交差点信号までの国道307号線の街灯設置は、昭和58年ごろから平成の初めにかけて、町の単独経費でもって設置したように、町が行うべきと考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行正君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） おはようございます。

ただいま蒲生議員から、街灯の設置について質問をいただいたところでございます。

基本的には、これまで皆さんからお話、ご意見、ご質問をいただいております、お答えさせていただいているように、日野町の街灯設置につきましては、これまで長い歴史の中で定着しておる現在の状況を踏まえて、いろいろ行政懇談会、さらにはPTAなどのご意見も踏まえて、必要なところに必要な街灯を設置するというのが原則であると、このように思っております。

町におきましても、現在新規の設置や、蛍光灯タイプの街灯からLEDタイプへの交換も実施をしておりますし、小・中学生の通学路を優先して整備をしてきたところでございます。さらに各地区の行政懇談会でも、いろいろな道路の改良も含め、いろいろなインフラ整備の要望がございます。こうした要望箇所について確認をしながら、限られた予算、財源の中で事業を実施しております、街灯の設置をはじめ、住民の皆さんからのさまざまなインフラ整備について充実が図られるよう、今後とも取り組んでまいりたい、このように思っております。

続きまして、街灯の設置の考え方についてでございますが、冒頭申し上げましたように、基本的にはこれまでから日野町が長年原則としております自治会内における防犯街灯につきましては、補助制度を活用して実施をいただいております。町におきましては、通学路を中心に、不特定多数の人の往来があり、重要と思われる場所の集落間をつなぐ主要な道路に整備をしてきたところでございます。特に自治会で設置していただいております防犯灯につきましては、この間、LED化を進めるということで、かなりの灯数を実施していただいたところでございまして、LED化によって電気代も低減、抑制できるということでございます。1つは環境のためにもいいのではないかとということで、この間、実施をしてきたところでございます。

通学路でない部分の設置や間隔などの課題については、自治体主体の街灯設置補助と、通学路を中心とした防犯整備を現在のところ継続してやっていきたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再問を行わせていただきます。建設課の誰が答弁書を書かれたのか分かりませんが、見事に的を外らせた答弁でありました。

第1点目の質問は、第三者から見た目に対しての、町長の率直な感想をお聞きいたしているのです。率直に第三者の見た目をどういうふうに思っておられるのか、そのことをお聞きいたしておるのでございます。再度、率直な町長の感想を伺います。

先月、5月4日のみどりの日に、父親の17回忌法要を務めさせていただきました。京都市から来てくれまいたいところが、その前日、5月3日の京都新聞を持ってきてくれました。なぜ持ってきてくれたかといいますと、1面と社会面の2面にわたり、「未成年投票所へ 全国初の日野町長選挙」のタイトルで特集されている記事が載っていたからであります。京都版ですので、滋賀県とは若干違うかも知れませんが。

この記事の中に、日野町の嫌いなところでは、交通の不便さやにぎわいのなさが大半を占めたと載っております。先ほど、日野町の中心地から遠く離れた山間集落の方より、「日野町の中心地である役場周辺、松尾地先の道路が暗いがために、人通りも少なく、にぎわいが無い。街灯の設置を」との要請を受けたと申し上げました。道路が暗いと人通りが少なくなり、にぎわいがなくなる、こういうこととなります。森田町長時代、私が建設課専門員、土地区画整理事業担当のとき、続いて三田英男さんが産業課長、渡辺民夫さんが商工労働係長、今年度よりひな壇におられる福本喜美代会計管理者が商工労働係員のとき、このときに作成されました日野町中心商業地整備構想を推進するための役割を私が担いました産業課商工労働係長のとき、そして私が総務課財政係長のとき、今から四半世紀以上も前の33年から27年前の時代であります。日野町の単独経費でもって、都市計画道路松尾線に11灯、国道307号線では日野記念病院前交差点に2灯、議会からの要望を受け中、地域の皆さんのご意見を聞く中、街灯が必要な場所として、町がナトリウム灯の設置をいたしております。その後、町はこの地には1灯も設置されていません。都市計画道路松尾線の両側は、町が中心商業地と定めた地域であります。また、松尾地先の国道307号線は、町の顔となるメインのところでもあります。このようなことから、町の単独経費でもって街灯を設置し、にぎわいのある地域とすべきであります。再度、町長のお考えをお伺いいたします。

以上、再問といたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） まず最初に、第三者から見ての意見について、率直にどう思うのかということでございます。基本的には、街灯の設置についてはこれまで、私の就任以前からも含めて、集落間は集落の中で対応いただく、縄手については通学路を中心に役場行政が設置をするという基本的な考え方については、ずっと以前から役場で継続しておるルールでございますし、私もそれが妥当だと、このように思っております。

そういう中で、あの冊子もご指摘ありましたので読ませていただきましたが、いろんなことを歯に衣を着せず書いておられるということで、ああ、こういう見方もあるんだなということで、そういう見方もいろんな面から見ると見えるんだなというような感想を持ったところでございます。それが率直な感想でございます。

それと幹線道路、例えば307号線沿いに街灯を設置してはどうかということなど、都市計画道路に設置してはどうかということなどに対するご意見でございますけれども、基本的には、やはり必要なところに設置をするということであろうかというふうに思っておりますし、街灯をつければにぎわいができるというようなものでは、私はないのではないかなというふうに思っておりますので、それよりもどうすればにぎやかなにぎわいがつくれるのかということだと思いますが、なかなか現在の、例えばいわゆる旧来の商店街につきましても大変厳しい状況が続いておるところでございまして、根本のところはどう地域の元気をつくっていくのかということが大事なのではないかなというふうに考えております。ご指摘ありましたところも含めてですが、必要なところには設置をしていくというのは当然のことであると、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 今回のご答弁は、若干今までよりも後退いたしているように感じるところでございます。今日までの町長のご答弁は、今も申されますように、街灯の設置は地域の皆さんのご意見を聞きながら取り組む、街灯が必要な場所については設置する、こういうところではございまして、これは一貫いたしておると、こういうふうに思いますが、町の中心地、商業地と定めたのは町でございます。商業地と定めた都市計画道路松尾線と、松尾交差点信号から松尾北交差点信号までの国道307号線は、町の施策によってにぎわいのある地域、町の顔のところはそういうふうにするべきと、そのためには街灯が必要な場所であると、こういうふうに私は思います。一日も早く実現されることを願ひまして、またこの問題は私がただしているのは、西大路の地区の私がただしているのは若干筋違いかなという面はございます。日野地区の議員であります中西議員、山田議員、奥平議員に今後お任せすることとし、次の質問に移らせていただきます。

それでは、続いて、通告書2つ目の質問を行わせていただきます。

2つ目の質問は、防犯対策について伺います。昨今のテレビのニュースや新聞報道を見ておきますと、事件や事故が起こるたびに、防犯カメラの映像が事件や事故の解決に大きな役割を果たしております。今から丸15年前の平成13年6月8日に、大阪府池田市の大阪教育大学附属池田小学校に凶器を持った男が侵入し、次々と児童を襲撃し、児童8名が殺害され、児童13名と教諭2名が負傷した無差別殺傷事件、附属池田小事件から全国の教育施設等々にフェンスと防犯カメラが設置され、防御用具としてさすまたが配置され、凶悪な侵入者に対する防御訓練が行われてまいりました。この事件から丸15年たった本年の6月8日、附属池田小学校で追悼式典、祈りと誓いの集いが営まれました。多くの機関から報道されました。この悲劇を風化させないことが大切であります。

私は、附属池田小事件を教訓として、平成26年の第1回定例会第3日目、3月13日開催の本会議の一般質問、2つ目の質問で、学校の安全対策についてと題して、西大路小学校は唯一フェンスがめぐらされていない開放的な学校であり、部外者が自由に立ち入ることができる学校でありますことから、降雪時に圧雪されていない雪のフィールドを楽しむためか、西大路小学校のグラウンドにバギー車が侵入したこと、このことを申し述べ、フェンスの設置を基本に、学校の安全対策についてお考えを教育長にお伺いいたしました。教育長、奥村 薫先生のご答弁は、「今後、学校とも協議を行うなど、検討してまいりたいと考えております」でありました。

本年5月21日に開催されました西大路地区安全なまちづくり協議会において、委員より、地域の防災対策として、国道交差点への防犯カメラ設置要望がありました。そこで、私は滋賀県内の自治体における防犯カメラ設置事業補助の状況を調べてみました。大津市には防犯カメラ設置事業に対する支援として50パーセントの助成があります。守山市には守山まるごと活性化まちづくり助成金交付要綱の助成対象事業に防犯カメラの設置が入っております。栗東市には栗東市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱で50パーセントの助成をされております。

そこでお伺いいたします。

第1点目、教育委員会が所管する幼稚園、小学校、中学校、公民館、町民会館、図書館等々の教育施設には防犯カメラが設置されているのか。福祉課が所管する保育所、学童保育所、保健センター、勤労福祉会館等々の公共施設には防犯カメラが設置されているのか。また、役場や消防団詰所等々の公共施設に防犯カメラが設置されているのかお伺いいたします。

第2点目、日野町内の主要な広域道路であります国道の交差点に、防犯カメラが設置されているのかお伺いいたします。

第3点目、日野町内の学校の中で、唯一フェンスが張りめぐらされていない西大

路小学校には、グラウンドや庭園や広場を映す防犯カメラが必要と考えます。防犯カメラがないと、不審者や車等の侵入に対して、教育委員会は西大路小学校の安全対策に全くの無策となります。教育長のお考えをお伺いいたします。

第4点目、日野町も自治会が行う防犯カメラ設置事業に対して、大津市や守山市、栗東市のように、事業補助を、支援を行うべきと考えますが、町のお考え方をお伺いいたします。

以上、第2問目の質問といたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 防犯カメラの設置にかかわってご質問をいただきました。

まず、どういう施設についているのかと、こういうことでございますが、教育委員会が所管する教育施設につきましては、幼稚園、小学校に各4台ずつ、中学校に6台、福祉課が所管する施設では、保育所こぼと園に3台の防犯カメラを設置しております。また、役場および消防団詰所には設置しておりません。大谷公園体育館には4台設置しております。

次に、日野町内の国道交差点の防犯カメラの設置状況ですが、日野町内の国道には冬季の道路凍結時などの交通量監視のために、国道307号線瓜生津峠付近に1台のカメラが設置されているところでございます。

3番目の、西大路小学校の防犯対策については、教育長の方から答弁させていただきます。

続いて、日野町も防犯カメラ設置事業に対する補助をしてはどうかとご意見でございますが、防犯カメラの設置助成につきましては、現在のところ、近隣市町では制度があるところがございますので、ないことなども含め、現時点でそうした制度については考えておらないところでございます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 皆様、おはようございます。

ただいま蒲生議員よりご質問いただきました、西大路小学校への防犯カメラの設置についてでございますが、西大路小学校では外部からの出入りを校舎の内外から確認できるように、合計4カ所に防犯カメラを設置しているところでございます。

1つは、児童の昇降口、それから2つ目には、校舎の中から見ました、児童の昇降口の角度を変えて見たところに、それから3つ目は、体育館から校舎に入る入り口のところに、そして2年生のオープンスペース付近に設置をしていると、この4カ所を設置しているところでございますが、各学校では特に校舎や敷地内に、入り口やまた死角となるところがどこにあるかというところのことを学校で見させていただきまして、学校と相談をいたしまして、防犯カメラを設置しているところでございます。

また、フェンスにつきましても、これも学校の方から意見を聞きまして、地域や学校の特性に応じて設置をしてきているという経過がございます。学校施設における安全対策といたしましては、フェンスや防犯カメラの設備面の充実もでございますけれども、またその対策とともに、日常的な教職員の防犯意識を高めた対応ですとか、それからまた巡視ですね、学校内の巡視、それからまた、保護者の方や地域の方々のご協力をお願いして見守り活動など、学校と地域が一体となって安全・安心の意識を持って取り組むことが重要であるというふうに考えているところでございます。

幸い、今日までどの学校におきましても、校舎への不審者侵入もなく、対応することができましたけれども、設置当初から時間も経過していることから、各学校の状況を把握しまして相談していく中で、全町的な視野で必要があれば対応したいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再問を行わせていただきます。

防犯カメラの設置費用は、1台1万円ですよ。安心・安全を1台1万円のできるのです。このことをまず申し上げときます。

第1点目につきまして、福祉課が所管する大切な園児を預かる保育所では、こぼと園を除く保育所に、有事のときに一番大事な消防ポンプ車の車庫である消防団詰所に防犯カメラが設置されていないとは、いかがなものかなと私は思います。これでは安心・安全な町とは言えません。一日も早く設置していただきたいと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

第2点目について、滋賀県の土木事務所や警察署に設置の要望をされているのですか。されたことがないのでしょうか。されていないのであれば、早急に行っていただきたいと思います。要望されるお考えがあるのかお伺いをいたします。

第3点目について、平成26年の3月議会でも、先ほども申し上げましたが、降雪時に西大路小学校のグラウンドにバギー車が侵入したことがあります。このような出来事が二度と起こらない対策を教育委員会が考えておられるのか、教育長の答弁では疑問に感じます。少なくともフェンスが張りめぐらされていない西大路小学校のグラウンドや、庭園や進入路、入り口には、この箇所を映す防犯カメラを設置していただきたいと思います。教育長のお考えを再度お伺いいたします。

第4点目について、近隣の市町に補助制度がないから考えていませんと答弁、何と情けない答弁でしょうか。日野町には主体性というものがないのでしょうか。先ほどの街灯の設置の答弁についてしかり、これでは積極的に住民の安心・安全を守っていくことを放棄しておられると言わざるを得ません。昨日、山田議員が申しましたが、町には戦略的視点がないのかと思ってしまう。今後、検討課題と

されるお考えがあるのかどうかお伺いをいたします。

以上、再度町のお考え方をお伺いし、第2問目の再質問といたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） まず、町立施設への防犯カメラの設置でございますが、施設の運営上、死角になるようなところで運営上問題のあるようなところについては、これはまたいろいろ内部で検討をしてみたい、このように思います。

次に、道路への防犯カメラの設置でございますが、これは道路管理者が、先ほど申し上げましたように、降雪時の道路安全管理上の問題として設置をされておられるものでございますので、どの趣旨で道路に設置をするのかということについては土木事務所、県が考えられることであって、それはいわゆる幹線道路の安全対策上、通行量の問題も含めてお考えになることであるというふうに思っております。

次に、補助制度の問題であります。防犯カメラといいますのはなかなか難しい問題でございます。やはりプライバシーとの兼ね合いをどこで折り合いをつけていくのかと。町中に防犯カメラを張りめぐらすことが果たしていいのかということも含めて、これは慎重な議論が必要なのではないかと、このようにも私は思うわけでございまして、そうしたことも含めて、近隣市町も含めて、補助制度がやられていないのではないかと私は思っております。いわゆる監視社会というような状況を、安全・安心という言葉だけでそうした防犯カメラを張りめぐらすことのコンセンサスということも私はしっかりとしなければならないのではないかと、このように思いますので、現時点で近隣市町の状況も含めて、補助制度ということまではいかないのではないかとこのように思っておりますし、住民の安心・安全の観点からは防犯カメラだけの問題ではなくて、まさに地域の皆さんが安全なまちづくり協議会をはじめとして、通学路でスクールガードの人たちが立っていただく、さらには防犯パトロールで青パト車が回っていただいている、こういうような地域ぐるみの中で防犯対策を進めていくものであるのが基本である、このように思っております。現時点で防犯カメラに重点を置いて補助をしてまでということは、繰り返しになりますけれども、プライバシーの問題も含めて、もう少し慎重な議論が必要なのではないかと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 平成26年の3月の議会でのご質問の後、検討させていただくという答弁をさせていただきまして、その後、学校の方から特に要望がなかったということで、いわゆるバギー車が入ったことにつきましては、その後、フェンスをつけるとか、そういった対策はさせていただいてはいたしませんけれども、バギー車が入った場所といいますのが、西大路小学校の道沿いのちょうど幼稚園の桜並木の途切れたところというか、そのところから侵入があったということでござい

まして、そのあたりのところの安全がどうかということも、今、再度ご指摘をいただいたところでございます。

学校の敷地にフェンスを張りめぐらすということにつきましては、それぞれの地域なりの実情に応じて、それぞれの全国でもいろいろな学校が対策をされておりました、学校によりますと、ほんとに外からは入れないというようなところもございまして、また休日とかでグラウンドを地域の方に解放されていて、そういったところでフェンスが張りめぐらされていないというような実情の学校もございましてけれども、先ほど申しましたように、グラウンドや広場や庭園を映すような防犯カメラが必要なかどうか、そして今申しました車両が侵入することを防ぐような対策が必要なかどうかということにつきましては、学校と協議をさせていただきまして、必要があれば対応したいというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは、再々問を行わせていただきます。

防犯カメラが安心・安全の第一と、私はそういうふうに、町長のように私もそれがあれば安心・安全だと、こういうふうには考えておりませんし、プライバシーの点も十分に理解した上で申し上げておるところでございます。それらを踏まえて、必要な箇所、国道やらでも事故やら事件やら、いろんなところが考えられます。現に起こっておりますので、そういうところには必要ではないのかと、こういうことを申し上げている点でございまして、全て町中に防犯カメラを設置せよと、こういうふうに申し上げているのではございません。

また、西大路小学校については、フェンスを張りめぐらされるのがよいのか悪いのか、これは西大路小学校は今ままで、私はこれで、フェンスはなくてよいと思っています。フェンスを張りめぐらすと何百万と西大路はかかります。先ほども言いましたように、防犯カメラは1台1万円です。何百分の1で済むんです。それがなぜできないのか、こういうことを申し上げている。その点を間違えないようにしていただきたいなど、こういうふうに思います。

大阪教育大学附属池田小学校事件を教訓にいたしまして、安全な学校づくり、教員や子ども、地域住民らで協力して安全対策に取り組む、学校を認証する大阪教育大学のセーフティプロモーションスクールが、国内外の幼稚園、小学校、中学校に広がっている、このことはご存じであろうと、こういうふうに思いますが、学校の防犯対策についての研修として、教育委員会は1年に一度、9月か10月に研修を行われますが、教育委員の研修でこの先進地であります大阪府などの先進地の小学校を視察研修されてはどうかと、こういうふうに思うところでございますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、防犯カメラとしても期待ができます車載カメラについてお伺いをいたしま

す。私の車には取り付けしていないのですが、子どもの車には車載カメラが取り付けられております。自動車事故や交差点で停車中の信号無視の他車、これらが大きな事故のたびに車載カメラ、ドライブレコーダーの映像がテレビに流されています。交差点での防犯カメラと同じ役割を果たしております。車載カメラ、ドライブレコーダーは、今では自動車用品の中ではなくてはならない重要部品となりました。ドライブレコーダーは、万が一の事故やトラブルに記録として残せるため、安心であります。町も福祉バスや町長車等の主要な車には、防犯対策として車載カメラ、ドライブレコーダーを取りつけられてはどうかと考えますが、お考えをお伺いいたします。

以上、第2問目の再々問といたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 貴重なご意見をありがとうございます。本当に防災の観点におきましては、不審者の侵入ですとか、また自然災害ですとか、また火災等のいろいろな危機を想定いたしまして、本当に欠かすことのできない観点であるというふうに思っております。本当に災害につきましては、神戸市の先進的な取り組みですとか、今ほどおっしゃっていただきました池田小学校の取り組みについては、今後のほんとに大きな示唆を示していただいていると思いますので、そうした今回、いろいろご紹介いただきましたことも、研修会もございますので、教育委員会の研修会につきましては、そのときそのときの課題に対応できるような研修と視察をしていこうということで話し合ってもらいますので、1つの議題というか、候補とさせていただきます、協議していきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 蒲生議員から、公用車へのドライブレコーダーの設置について再々質問をいただきました。

ここ二、三年前からは、公用車を買いかえる、更新する公用車につきましては、先ほどおっしゃられましたそういう公用車での事故等の対応、そういうことも含めまして、更新する車両についてはドライブレコーダーをつけているという状況でございますので、今後もそのような対応で基本は対応してまいりたいというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 今、総務課長からお聞きして、ああ、ドライブレコーダーがついていると、そういうのをやって下さって、これは安心・安全のためにいいのかなと、かように思います。

もうこれ以上質問することはできませんので、最後に要望を1つ行わせていただ

きます。日野町の小学校においても、事件、事故は起きております。いろんな痛ましい事故も起きております。まさに事件は忘れたところに起きるところでございます。万全な体制などはありません。できる対策を施しておくべきであります。できることは対策、行っていくべきと、こういうふうに思います、できる限りの学校の防犯対策、町の防犯対策をよろしく願いいたしまして、次の質問、今議会最後の質問に移ります。

それでは、続いて通告書3つ目の質問を行わせていただきます。

3つ目の質問は、滋賀農業公園ブルーメの丘についてお伺いいたします。5月30日、株式会社ファーム代表取締役森貞幸浩（もりさだゆきひろ）さん、このようにお読みするのかわかりませんが、もし間違っていたらお許しを願いたいと思います。代表取締役森貞幸浩氏は東京地裁へ民事再生法の適用を申請し、同日、保全命令を受けられました。

滋賀農業公園ブルーメの丘は、年間観光客が平成22年度27万2,906人、平成23年度25万4,280人、平成24年度24万9,169人、平成25年度28万8,256人、平成26年度26万1,851人と、毎年30万人近くに上る、日野町を訪れる観光客の半分近くを占める日野町随一の観光施設であります。また、J Aグリーン近江をはじめとする農業関係者、日野町内の商業者と取引があり、日野町の産業にご貢献をいただいております。

ほんの少し前まで、ヤフージャパンを開けばトップのところに、滋賀農業公園ブルーメの丘のPR、「約200品種、1,200株のバラ、リニューアル記念イベント、バラフェス開催中」と載っておりました。例年のことではございますが、今年のゴールデンウィークにおいても近隣の府県からたくさんの観光客が訪れておられました。京阪神地域に会合などで赴いたとき、京阪神にお住いの初対面の人に、「どこからお越しですか」と尋ねられることがあります。また、滋賀県内にお住まいの方から、「お住まいはどこですか」と尋ねられることがあります。そのとき、「滋賀農業公園ブルーメの丘の近くから」、また、「滋賀農業公園ブルーメの丘の近くです」とお答えすれば、多くの方が、「ああ、行ったことがあります。お花がきれいでした。滋賀農業公園ブルーメの丘のお近くですか。いいところですね」と、すぐに分かって下さいます。それほどよく知られた日野町随一の、近隣の府県の方にもよく知られた観光施設であります。

開園以来、今日まで施設の所在地であります大字西大路、大字仁本木や西大路自治会は、地先としての対価を受けてきております。6月4日に開催されました西大路自治会理事会において、区長の皆さんから、今後ブルーメの丘がどうなるのかを心配する声上がり、事務局より私に状況説明が求められ、私は6月議会でこの問題の一般質問を行うこと、地元自治会に対して町からの説明を求めることを申しておきました。町は昨年12月議会において、日野町農業構造改善事業施設（滋賀農業

公園)の指定管理者を株式会社ファーム代表取締役森貞幸浩氏に指定する議案を出され、我々議員は全会一致でこの議案を可決いたしております。町は当然のこととして、議決した議会にも責任があります。

また、町は、倒産した株式会社ファームが出資比率97.5パーセントを持つ株式会社日野ファームに、公金500万円を出資いたしております。町が出資しています株式会社日野ファームは、地ビールやパン、乳製品等の生産加工を行う株式会社北山ファームに出資してもおります。

そこでお伺いいたします。

第1点目、滋賀農業公園ブルーメの丘は、日野町が6次産業施設として誘致し、用地買収、進入路としての日野東部地区広域営農団地農道の整備、農業改善事業施設整備を行いました。また、運営会社である株式会社日野ファームは、町が出資金を出している第三セクターであります。先ほど申し上げましたように、地元住民に動揺が見られます。このため、町から地元自治会等に対する説明が必要と考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

第2点目、町は誘致した責任と、農業構造改善事業施設の所有者として、また株式会社日野ファームへの出資者として、今後も誘致当時と同様に、地元との仲介役を行っていただけるのかお伺いいたします。

第3点目、昨年の12月議会において、議題75号、日野町農業構造改善事業施設(滋賀農業公園)の指定管理者の指定についての参考資料、指定管理者申請要領の「5、申請に必要な資格(2)団体が次に該当しないこと。オ、会社更生法、民事再生法等に基づく再生または再生手続きを行っている団体」とあります。この定めめの扱いをどうされるのかお伺いいたします。

第4点目、町が出資している第三セクターの株式会社日野ファームの今後についてお伺いいたします。出資比率97.5パーセントを持つ親会社、株式会社ファームが倒産してしまいましたので、経営者がどうなるのか、今後ブルーメの丘がどうなるのかお伺いいたします。

以上、第3問目の質問といたします。明解な答弁を求めます。

議長(杉浦和人君) 町長。

町長(藤澤直広君) 滋賀農業公園ブルーメの丘についてのご質問をいただきました。

今ほど蒲生議員お話しされましたように、これは平成9年に日野町が誘致をいたしましてオープンし、もうすぐ20周年ということでございまして、そういう状況のもとでこうした民事再生を受けられるということを知り、私も大変びっくりをいたしておるところでございます。

この農業公園につきましては、ご承知のとおり、ファームという会社が農業公園をつくるということで、蒲生議員がお話しされたように、JAと役場がトータル2.25、

2.5パーセントですか、の出資をして、日野ファームという会社をつくりました。日野ファームが基本的には土地を所有し、さらには建物を所有されておられます。そうしたファームが経営する農業公園の中に日野町立の農業加工施設などが点在しているという、特殊な形態のもとで運営がされてきているわけでありまして。つまり、民間の農業公園の中に入場料を払って日野の町立施設が中にできておるといふことでございますので、これは指定管理を行うにあたりまして、当然、農業公園に責任、全体に責任を持っておりますファームに対して指定管理をするということ以外に、なかなか選択肢が難しいのかなということでございます。

私もかねがねあの広大な面積があるブルーメの丘がしっかりと運営をされなければ、中に町立施設があるわけですので、大変困るなということ常々私は思ってきました。あの施設が全て全部日野の町立施設であるのであれば、これはファームがだめなら違うところに管理を指定管理しようよということになるわけでありまして。また、あれが全て民間の農業公園であるならば、倒産をされれば跡地利用をどうするのかということを考えればいいわけでありまして。しかしながら、今申し上げましたように、民間の農業公園の中はかなり高額な農業構造改善事業で設立をした町立施設がその中にあるという特異な形態でございますので、私は今、蒲生議員お話しされたように、これは何としてもファームが再生をされるということを願っておりますのでございます。

そういう意味では、今、ファームの方からも事情を聞いておりますし、今度、産業建設常任委員会でもファームの社長に来ていただいてというふうになっておると聞いているわけでございますが、現時点では全国10カ所ほど展開をしているファームの会社のうちで、ブルーメの丘については黒字経営をしているというふう聞いております。したがって、そうした中でファーム全体についてよりよいスポンサーを見つけて、そこで運営を引き継いでもらう、こういうような思いで、今、裁判所に民事再生をかけて、そういう相手方を探しておるところだということ聞いているわけでございますので、何とかそのところでファームのこれまでやってこられた農業公園の必要性といいますか、利用価値といいますか、そういうことが認められて、そういうところにスポンサーとなっていただいて、再建ができればいいなというふうに思っておりますし、現時点では民事再生以降も同じように営業をされておられますし、従業員の方もおられるということでございますので、逆に言うと、ブルーメの丘頑張れということで、この夏もたくさんのお客さんが見えいただくということが大切なのではないかなと、このように思っておりますのでございます。

そういうことございまして、引き続きブルーメの丘については大変大事な、今申し上げましたような、町立施設があるという点でも大事でありますし、たくさん

の20万人を超える皆さんがお見えいただいているという点でも大事でございますし、この施設自体が町が誘致をし、西大路の皆さんをはじめとした地域の皆さんの協力によってできたということでもありますので、当然町といたしましては強い関心を持って今後もファームとの話し合いをしたり、状況を見たりということについては関心を持って取り組んでまいりたい、このように思っております。

また、指定管理の観点につきましては、今ほど申し上げましたような状況でございますので、なかなかそのほかのところ任せられるのかということ、これまたかなり難しいのではないかとこのように思っております。現時点では、今、ファームに指定管理をお願いしておりますので、しっかりとその方向で管理をお願いしていきたいというふうに思っております。

今後につきましては、今も申し上げましたように、スポンサーといえますかを求めて、今、かなり精力的に国内のいろんな事業所などに相談をかけておられるということをお聞きしておりますので、この夏中にぐらい、新しい形での、新しい経営者のもとで引き続きファームがさらに発展をして、ファームといえましょうか農業公園がさらに元気になって、この町の観光の核として、さらには日野町立施設を運営いただく指定管理者として頑張っていただければというふうに思っておりますので、現時点でこうした民事再生に取り組まれるということに陥ったことについては大変残念なことでありますが、なかなかファーム全体の10ヵ所程度の全国展開のところの経営状況にまで日野町が責任を持つということはできませんので、これからの推移をしっかりと見守りながら、地元の皆さんとも情報共有をして取り組んでまいりたいと、このように考えております。

地元の皆さんには、こうした状況についてはお話をさせていただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは再問を行わせていただきます。

今は心強いご答弁をいただいたところでございますが、一番最後に申されました、第1点目の地元には説明をしたと、こういうふうにおっしゃいましたが、私がお聞きしているところでは、先ほども申し上げましたが、少なくとも町から地元自治会に対しての説明は、6月4日の西大路自治会の以前に、この日より前に町から地元への説明はないと、こういうふうに思っています。だから、ないから6月4日の西大路自治会理事会の席で事務局より私に状況説明が聞かれている、求められると、こういうところでございまして、その説明をお願い、自治会への説明をしてもらおうと、こういうふうにご答弁をした。しかし、今は説明をした、これはちょっと納得がいきません。再度今の町長のお言葉については信用ができませんので、再度きちんとお答えいただきたいと、かように思います。

また、指定管理者申請要領から、この要領からして、また今の町長のちょっとあいまいに思えるご答弁から推察いたしますと、株式会社ファームは倒産をいたしておりますので、もう今後、指定管理の指定というのは今後はできないのかなと、こういうふうに思っていて、今回限りで次回の更新はないのかなと、こういうふうに推察をするところですが、そういうことなのか、再度お伺いをいたします。

以上、再問といたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） ただいま蒲生議員より再質問いただきました、ブルーメの件でございます。

地元さんへのお話の件でございますけれども、町から地元さんについてのお話についてはさせていただいておりませんで、この間、状況を町の方も同じような時期に聞かせていただいて、ブルーメさんの方が直接総代さんの方へお話しに出向かれたということでございます。それで、西大路の総代さんにはすぐこちらから言う前に出向かれておられまして、仁本木の方にもどうですかということで、仁本木の方にも行っていただいたというところでございます。

それから、もう1点、要領の件でございます。議員ご指摘のとおり、要領に基づきますと、次回は指定管理ができないというような内容でございます。今現在は協定書を結んでおりまして、その協定書に基づきましての業務の継続を認めるかというような判断が書いておるわけでございます。町長も申されましたように、ブルーメの丘一体として公園が成り立っておりますので、継続して指定管理は続けていくというような今の判断でございます。

もう1点、今の状況、実はこちらブルーメさんの方に、ファームさんの方に資料を集めさせていただいたり、調査をしている状況でもございますし、ファームさんについても今は弁護士さん、それから会計士さんにお任せされて、スポンサーを公募されているというような状況で、なかなか情報の方が、状況が夏ごろには新しいスポンサーを見つけないというようなお話ではございますけれども、なかなかこちらへ伝わってはきませんし、難しいんですけれども、地元さんとの話し合いの中で大きく状況が変わると。例えば全く今は会社法に基づくファームさんが、新しい会社法に基づく農業公園を運営できる会社であれば何ら問題ないんですけども、全く違うことになるのかそういったことになると、地元さんにも一定、何かお話しもさせてもらわなあかんのではないかなというふうに思っておりますが、今のところまだ何とも分かりませんので、いろいろなご質問には答えさせていただける範囲で答えさせていただきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それでは再々問を行わせていただきますが、第1点目の質問に対してのまだ回答がまともにされていない、こういうところで、私は町から、町から地元自治会に対しての説明が必要と考え、必要と思う、必要だと。だから町が行って下さいと、こういうふうに言っている。それに対して、まだ行っていないと、こういう回答のみであります。町から説明がないから、地元は不安なんです。町から説明があって、どういう状態であっても、今の現状、この状況をまず町が責任を持って説明をする、これが当たり前。第三者的に日野ファームに任せてる、こんな主体性、全くあらへん。これではだめです。そういうことを、そういう姿勢、それが町の姿勢なら非常に恥ずべきであると、こういうふうに思います。その点はまたきちっと、行うのか行わないのか。すぐに行っていただければと思いますが、日まで決めてここではお答えいただきたいなど、かように思うくらいです。

次に、平成24年4月22日、ブルーメの丘15周年記念式典に地元議員として招待を受け、参加させていただきました。そのとき、晴れの日でありますのに久門 渡社長の顔が見えないのでげんに思っておりましたら、かつては役場の地域振興政策参与であり、株式会社ファームの取締役となっておられる豊田卓司さんと、かつては役場の農業畜産公園推進室長であり、ブルーメの丘の職員となっておられる西澤達雄さん、このお二人から、株式会社ファームは西条金属株式会社久門 渡社長の手から離れ、今は広島銀行に経営権が移っていると、こういうふうに教えていただきました。そのときは経営者が広島銀行ならば安心できると思っていたのですが、銀行の力をもってしても企業再生が図れなかったこととなりました。

そこで2点、この件に関して伺いをいたします。

第1点目、町は昨年12月議会において指定管理者を株式会社ファーム代表取締役森貞幸浩氏に指定する議案を出される前に、選定委員会を2回持たれていますが、そのときに会社の経営状況を把握されていたのかどうか伺いをいたします。

第2点目、6月3日の議員全員協議会での藤澤農林課長の説明では、日野町内の業者19社に260万円が支払い停止の状態であり、最大の支払い停止額は70万円、こういうご説明でありました。この19社にいつ支払われるのか伺いをいたします。町も株主です。きちっと答弁をいただきたいと思います。

以上、再々問といたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） まず、地元説明の問題につきましては、私は直接農林課長が行っているものと勘違いをいたしておりまして、大変申しわけなかったというふうに思っております。この点については、今、お話ありましたように、今日中に日程設定をやって、町として現時点の状況もしっかりと地元の皆さんに説明をさせていただきたいと、このように思っておりますし、役場内部における意思の齟齬があっ

たことについては私の不徳の致すところというふうに厳しく反省をしなければならないものと、このように思っております。

また、スポンサーを見つけての再建につきましては、現在の森貞社長さん以下は、現状の農業公園としての存続を基本と考えて、公認会計士さんなどとも相談をしながら当たっておるといような話を聞いておりますので、私も基本的には農業公園としての存続を前提として、きちんとしたスポンサーがつくということが大事であると、望ましい、このように思っており、期待をいたしておるところでございます。

また、ファームの指定管理につきましては、当時の経営状況等の審査の問題については、また農林課長の方から申し上げたいというふうに思いますし、町内業者さんとの取引の問題でございますが、これも早速商工観光課長などが調べもいたしながら、何か手立てはないのかというようなことで商工会事務局とも相談もさせていただき、県の連合会の方にも相談をさせていただいたという状況でございます。この点については商工観光課長の方からも答弁をさせていただきたいなというふうに思っております。

それとファームについては、私どもは株主になっていないというところがございます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 蒲生議員より再々質問いただきまして、1点目の選定委員会の件でございます。選定委員会におきましては、プレゼンテーションということで、今後のファームというか農業公園の運営自体のプレゼンテーションを受けておりました。そこで、先ほど来から言っておられました、20万人を超える入場者で、バラ園の改植をして頑張っていくというふうなお話もありまして、それ以前に25年からファーム本体の経営再建をされているということは聞いております。それで、実際大きな債務免除を受けられまして、その債務免除を受けて、経営の方が黒字経営には一旦は方向が変わったというような状況は決算資料等で確認をさせていただいているところでございます。

続いて、町内業者さんにつきましては、19社あるということでご説明をさせていただいております。株式会社ファームさんからの弁済の方は停止されておりますので、ファームさんからは弁済はできないというふうなところがございます。ただ、一定、税金や給料、それからほんとの少額の債務については除外されておりますので、そこはちょっとファームさんとの判断、現在の現金決済しかできませんので、その判断になるかと思っております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） ただいま蒲生議員の方から、ファームからの、ただいま農林課長の言いましたように、支払いが停止されているという、この部分につ

いての支払いについて、その話をお聞きしまして、商工会とかいろいろと相談をさせてもらいました。まず、前提になりますのが、民事再生という手続につきましては、まだファームが倒産したわけではありませんし、今後も継続して農業公園の管理運営を継続していくというための手続やというふうにお伺いしています。ただし、この5月末までの債務については一旦保留をして、この8月に、先ほど町長より申しましたように、8月ごろまでに再建計画を提出され、その再建計画の中でこの債務については免除をするという債権者からの同意が得られれば再建の道になるというふうにお伺いしてまして、今、保全されている5月末までの債務につきましては、多分支払いの方はできないだろうというふうにお伺いしています。ただ、この6月以降の取引については、通常どおりお支払いの方ができるといような形になるというふうに聞いています。ただ、大きな額の方もいらっしゃいますことから、今後の経営とかにつきましては、今、商工会と一緒にどのような方法があるかについてはまた研究の方をさせていただいて、できるだけ継続して事業の方が進めていただけるように、また町としても何らかの対応をさせていただきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 一問一答ではありませんので、もうこれ以上質問することができないところでございますが、町が責任を持って地元への説明、また滞っている支払いについてきちっと行っていただきたいのと、かように思います。町が責任を持って、今日中に課長が地元の総代さんなり自治会の会長さんに出向かれるのかなと、こういうふうに思いますが、それだけでなくして、私が求めているのは自治会への全員への質問、自治会の区長さんが全部集まられますので、そういう場できちっと説明をいただければ安心が広がっていく。今は不安の方が大きい。それをきちっと町がする、これが全て、今日一貫して通しているのは安心・安全、これをつくれない、つくっていないのが今のこの対応に対する農林課長の姿勢かなと、こういうふうに思います。これ、増田孝一郎さんが事務局でございますので、自治会の事務局でございますので、今日は公民館におられるのかな、ここに来ておられるのか分かりませんが、ちゃんと打ち合わせをして、きちっと打ち合わせをして行っていただきたいのと、かように思います。

また、来週20日の産業建設常任委員会に株式会社ファーム代表取締役森貞幸浩さんをお招きし、議会といたしましてもこの問題を詳しく調査研究をいたしますので、最後に今も要望を行いましたが、もう一度要望を行わせていただきます。株式会社ファームの倒産には、これは日野町のみならず、全国の自治体、北は岩手県奥州市衣川から、南は福岡県北九州市までの11自治体が関係をいたしております。日野町だけが頑張っても、なかなか解決できる問題ではないというふうに思います。関係

する11の自治体が連携を密にとり、地元の業者や住民に被害が及ばない対応をよろしくお願い申し上げておきます。

それでは、今議会の一般質問をこれで閉じることとさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は10時50分から再開いたします。

－休憩 10時33分－

－再開 10時50分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは通告書に基づきまして、3つの項目について分割で質問させていただきます。よろしく願いをいたします。

はじめに、地域防災計画について質問いたします。熊本地震から2ヵ月がたちますが、被災され、お亡くなりになられました方々にご冥福と、被災されました多くの方々に、そして、今なお避難生活をされている方々に心からお見舞いを申し上げます。一日でも早い復興を願うものであります。

全国からお見舞いや義援金が送付される中、日野町でもいち早くその取り組みを実施していただいているところであります。また、町職員2名を一番被害の大きい益城町への支援派遣をされました。私たちの地域においても、災害はいつ発生するか分かりません。発生時にはどうなるのか、想定する中で、災害の備えを整備しておかなければなりませんし、こうした災害被災地の教訓を学び、生かしていかなければなりません。

今年度、防災機能強化を図るために、日野町役場庁舎別館を改築されます。そして、防災拠点となる水防倉庫、備蓄倉庫、防災対策協力機関控室等が設置されることになっています。災害においてどれだけ備蓄して備えをすれば万全と言えるものではありませんが、防災機能強化ができることは住民生活の安心・安全を充実、確保する上で大変喜ばしいことであります。

今年度、水防倉庫、備蓄倉庫ができますが、その中に入れる備品、備蓄用品の充実整備が必要かと思えます。そして、緊急時に配給する運搬機能が起動するよう計画しておかなければなりません。今年の3月23日には日野町防災会議が開催され、地域防災計画の修正案が承認されています。法改正や県の計画の修正に伴い、実態に合うよう修正されています。今回、耐震基準を満たした保育所こぼと園を避難収容施設に追加されています。また、緊急時に安否確認を行う避難集合場所と、一定期間滞在して非難する避難収容施設とを明確に区別することとしています。安全な避難場所を確保等、避難体制の充実、協力を図ることが求められています。既に

指定避難所は決められていますが、実際にその指定避難所が適切であるか、遠くてそこまで非難する方が危険であるとか、指定避難所に避難した場合、全部が使用できるのか、不具合があるとすれば地域との協議が必要ではないかと考えます。

そこでお伺いをいたします。

1つ目に、今後、水防用具、備蓄品の充実整備される計画はあるのか。

2つ目に、緊急時の配給運搬機能は充実されているのか。

3番目に、現指定避難所で安全な収容、避難収容確保ができるのか。

4番目に、今後の避難体制の充実強化をどのようにしていくのか。

以上、4点についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 7番、齋藤光弘君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 齋藤議員から、地域防災計画についてご質問いただきました。

まず、1点目の、水防資機材、備蓄品の整備計画についてでございますが、水防用資機材につきましては、町の防災計画で定めております一定の数量を確保するよう、消耗品については使用後は補充を行い、整備をいたしております。災害用備蓄品は継続して一定程度の備蓄を確保するようにしております。特に食料や飲料水は消費期限がありますことから、計画的に更新をしております。今年度は500ミリリットルの水1,200本、2リットルの水300本、アルファ米500食、ビスケット600食を購入する予定をしております。

次に、緊急時の配給運搬機能についてでございますが、水防対策時の資機材の輸送につきましては、町の公用車で行うこととしております。不足するときは、借り上げによる確保のほか、特に緊急を要する場合は、消防車両を使用することとしております。また、災害対策時の水や食料等の生活物資や、復旧作業に要する資機材の輸送については、町の公用車に対応するほか、状況に応じて近隣市町への車両提供依頼や、県対策本部を通じて、バスおよびトラック協会に応援要請を行うこととしております。

次に、災害時の安全な避難収容確保についてでございますが、災害の種類や規模、避難者人数により、一概に言えませんが、町が指定している25ヵ所の避難収容施設は建築基準法等に定められた耐震基準を満たしていることから、基本的には避難者の安全を確保できるものと考えております。

次に、避難体制の充実強化についてでございますが、今年3月に町の地域防災計画の見直しを行った際に、各区、自治会の皆さんにご相談する中で、土砂・洪水災害時および地震災害時に区分して、より安全性が高いと考えられる避難集合施設を指定したところでございます。

町としては、災害発生時に町職員が迅速で適切に対応できるよう、職員初動マニュアルを作成して、業務担当ごとの配置体制を明確にし、周知徹底を図っております。

す。

また、災害時要支援者への対応の充実を目指して名簿の整備を行うことにより、高齢者や障がい者など、避難行動において配慮が必要な方の安全な避難体制の確保に役立てたいと考えております。

町の地域防災計画について、今後も不断に見直しを行い、町全体としての災害対応能力を高めるために努めていかなければならない、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、再質問させていただきます。

現在ある備蓄品で一定の確保はされているというようなことでありますが、今年度、防災機能を備えた水防倉庫や備蓄倉庫を建設されることになっておりますので、その際に消耗期限の更新だけでなく、備蓄品の充実を図られる考えはあるのかどうか、再度お伺いをいたします。

2つ目に、災害時には何が起こるか分からないわけですが、現場への配給品は緊急時においてちゃんと現場に届けられることが求められます。職員体制の周知徹底はできているのかということ、再度お伺いをいたします。

そして、3つ目には、避難収容所が決められておりますが、実際に収容施設に行った場合、みんなが入れるのかどうかということ、心配をするところでございます。日野地区なんかは世帯数も多いということで、心配もするところなんですけど、また、私のところでは、曙団地に住んでおるのですが、南比都佐公民館へのという収容所になっておりますが、公民館へ行くよりも、近くにありますが例えば天理教さんとか、蒲生ゴルフさんの方に避難した方がいいという声も、住民の方から聞くわけでございます。そういった民間企業との提携を結ぶことはできないのかと。耐震化等ができないというところも問題があるかと思いますが、そういった町の考えは、町に考えてもらえるのかどうかということ、再度お伺いをしたいと思います。

以上、3点について質問とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 齋藤議員の方から、備蓄品等、3点の再質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、備蓄品の充実を図っていく方向であるのかということ、再度お伺いをいたします。これにつきましては、町の防災計画の方で、食料品と、日用雑貨品と、日用で災害時に必要と思われる物の備蓄を一定程度しているところ、再度お伺いをいたします。基本といたしましては、日野町、公的に備蓄するということだけでなく、町全体として町民さん、ご自分で備蓄をしていただく分も含めて、基本的には3日間の備蓄をしていくということで、防災計画の方で定めているところ、再度お伺いをいたします。その中で、その内数として、町民さんがしていただく分、それから流通の契約、今、食料品ですとかそ

ういうところの町と応援協定を結んでいるところ、合わせて町が直接備蓄をする物というところの部分で、今、町の方で備蓄をしているということでございます。食料につきましては、現状では約3,000食というのが今現在備蓄をしている状況でございます。これをどの程度町が直接備蓄する量がいいのかということにつきましては、またこれからも防災会議の中でも協議をいただいて、防災計画を協議いただくときに協議をしながら、安心できる備蓄の方法について協議をしていきたいと思っておりますし、先ほど町長も答弁させていただきましたが、今年度についてはそのような数量で今のところ買わせていただこうということで考えているところでございます。

それから、災害が起きましたときの各避難収容施設等への配送ということでございますが、これは先ほど町長が答弁申し上げましたことで、災害が起きましたときに、災害対策本部としてこういう機能で施設の運営ですとか、配送ですとか、現場の復旧ですとか、そういうことをやっていこうということで体制を割り当ててございますので、その方向で進んでいきたいというふうに思っております。実際、その配送にあたりましては、道が寸断されるというような状況があった場合には、それはそのときの対処をしないではいけないというふうに思いますけれども、基本的には先ほど申し上げました方法で配送をしたいということで、今、計画をしているところでございます。

それから、避難収容施設の関係でございますが、各議員さんの各地区ごと、近いところ、そういう質問でございました。日野町は今、25カ所、避難収容施設を指定させていただいておりますけれども、地区ごとにこの施設ということではなくて、町全体として25カ所を指定している、そういう状況でございますので、先ほどおっしゃられましたように、近いところ、自分がいちばん近いところというところのもので人数をはかるというのは、なかなか今のところはできていない状況でございますが、災害の規模や程度にもよりますけれども、まずは最初、第一次的には各地区の公民館というのを想定しているところでございます。

それから民間、避難収容施設につきましては、ある程度長期というものに避難生活をする、避難をするということをご想定しております関係から、その運営ですとか、その運営する期間のことを考えますと、やはり公共的な施設を避難収容施設とするというのが最も運営をやりやすいということで、公共施設を指定しているところでございますが、先ほどおっしゃられました、近いところの民間施設の活用がどうかということをご質問いただきました。これにつきましては、昨年につきましては、西桜谷の地区にございますダイフク、株式会社ダイフクにつきましては、一時避難ということで、避難所ということで応援協定を結ばせていただいたということもございます。そこは避難収容施設ということではございませんが、一時避難ということで提供してもらったこともございますので、そういう状況に応じて、そ

こが最適であるということと、企業さん等のご理解が得られることがございましたら、そういう方向で協議は進めていくことが、安全な避難収容ということに向けて必要性が高いということであって、合意が得られれば進めていきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 再質問はしませんが、要望等をさせていただきます。

土砂災害や地震災害、そして風水害の発生を想定する中で、地域防災計画の整備が重要であります。避難体制の充実強化とともに、自治会、地域の自主防災計画を整備し、有事の際に機能することが求められております。さらに地域の防災士の育成も進めていただき、実態に沿った日野町地域防災計画が機能するように周知徹底していただきますようお願いをしておきます。

次に、2つ目の県アクションプログラムの進捗状況について、質問をさせていただきます。平成28年度に入り、これから各地区、各字からの要望書がまとめられて、各地区で行政懇談会が開催されます。南比都佐地区におきましては、7月16日に開催される予定になっております。よい回答がいただけることを期待しておりますので、よろしく願いをしておきます。

そこで、平成25年に計画策定されています滋賀県道路アクションプログラムの東近江土木事務所における日野町に関連する道路事業計画について、平成25年度から4年目になる中、どのような進捗状況になっているのかお伺いしたいと考え、一般質問をさせていただきます。県アクションプログラムの日野町に関連する道路事業計画は6件ありますので、1つずつお伺いをいたします。

1つ目に、道路事業の改築事業といたしまして、日野徳原線内池バイパスは前期、平成25年から平成29年の間に着手となっておりますが、一向に着手されているように見受けられません。現在の進捗と見通し計画はどうなっているのかをお伺いいたします。

2つ目に、西明寺安部居線は事業化検討路線となっております。桜谷の期成同盟会で要望活動がされ、前向きな方向で進展しているように聞いています。現在の進捗状況と見通し計画についてお伺いをいたします。

3つ目に、土山蒲生近江八幡線についても事業化検討路線となっております。土山との関連や、多額の費用がかかることから進展していないようですが、現在の進捗状況と見通し計画についてお伺いをいたします。

4つ目に、道路事業の交通安全事業の歩道整備として、国道477号線の小御門の事業ではありますが、昨年、27年度からようやく工事が始まり、現在、途中で休止状態であります。前期の平成29年度中に完了となっておりますが、今後の工事計画はどうなっているのかお伺いをいたします。

5つ目に、町道事業として挙げられています奥之池線ではありますが、前期、平成29年度完了となっていますが、今年度予算計上されていますので、実施いただけるものと考えておりますが、現在の進捗状況と見通し計画についてお伺いをいたします。

6つ目に、町道西大路鎌掛線ではありますが、昨年度280メートルほどの工事をしていただき、鎌掛の方からの工事が開始されました。国の予算決定によるものと思われませんが、今年度の状況ではどのような予定か、また今後の計画はどうなっているのかというところでお伺いをいたします。

また7番目に、あわせて各事業に対する町の取り組みの姿勢をお伺いいたします。

以上の7点についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 滋賀県道路整備アクションプログラムの進捗状況についてご質問をいただきました。

まず、第1点、県道日野徳原線内池バイパスは、上三十坪から内池西までの約1,000メートルの計画区間でございまして、道路詳細設計が完了いたしております。前年度には上三十坪での用地測量を終えており、今年度は引き続き内池西での用地測量を予定しております。また、両地区での用地買収まで進める予定と聞いております。来年度以降は、状況に応じて文化財調査が行われることになるという計画でございます。

次に、県道西明寺安部居線は、今年度より中之郷の信号から賀川神社前までの約1,600メートルの区間で、道路詳細設計が予定されております。来年度以降は用地測量および建物調査等を行う予定と聞いております。

主要地方道土山蒲生近江八幡線は、甲賀市とともに期成同盟会での取り組みが進められております。従来の想定事業費が60億円と膨大であったため、滋賀県は前年度より現道の改良を基本とする計画に改め、概略設計に取りかかっている状況でございます。今年度は日野町側の1,100メートルを実施される予定でございます。

次に、国道477号線の小御門地先の歩道事業についてでございますが、前年度に引き続き、用地買収、建物補償を行う予定とされており、順調に進めば今年度中に工事着手にまで進めたいと考えておられます。工事完了は平成29年度の予定でございます。

次に、町道奥之池線は約400メートルの計画区間で詳細設計が完了しております。現在のところ、県道西明寺安部居線の改良計画との調整を図っております。また、用地取得についても順次進める予定といたしております。

次に、町道西大路鎌掛線は、前年度より鎌掛地先から工事に着手し、町道部280メートルと県道部170メートルを施工しました。今年度は工事約400メートルと用地

買収を予定しております。また、西大路地先の地籍調査業務の発注も予定しております。

次に、各事業について、県事業では地元調整や要望活動に積極的にかかわって進めてまいりたいと考えております。また、町の事業につきましても、同じく地元の皆さんとともに積極的に取り組んでいこうと考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、再質問させていただきます。

まず内池バイパスであります。今年度、用地買収まで進め、来年度以降は文化財調査が行われるということでもあります。私の住む曙住民の多くの方々も、内池バイパスの開通を待ち望んでおられます。この先、工事着手はいつになるのか、完成はいつごろになるのか、分かる範囲で教えていただきたいなというふうに思います。

2つ目の県道西明寺安部居線は、事業が進展しているようでございます。これは期成同盟会の要望活動をはじめとして、町も同じように積極的な取り組みをさせていただいている成果が表れているのではないかなというふうにも思います。

3つ目の土山蒲生近江八幡線は、多額の事業費がかかることから進展していませんでしたが、現道の改良を基本とする計画が改められて実施がされることは、大変ありがたいなというふうに思っております。これも期成同盟会の要望活動をはじめといたしまして、町が積極的に今、取り組んでいただいているという成果のあらわれではないかというふうに思っております。

そして、4つ目の国道477号線の小御門地先での歩道事業につきましては、国道の北側に今、工事が進められておりますが、山本地先には国道の南側に歩道があるわけでございますが、この国道の歩道をどのように設置をされるのかというところで、ちょっともう少しご説明をいただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

それと、5つ目の町道奥之池線でございますが、この工事の完了予定はいつなのかお伺いをいたします。

そして、6つ目の町道西大路鎌掛線は、町としましても大きな道路整備事業かと思えます。国の予算のつき次第でどれだけできるかということもかかってくるかというふうに思いますが、交付決定のめどはあるのかどうかのところ再質問とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 齋藤議員より、アクションプログラムについて数点再質問をしていただきました。

内池バイパスの方でございますが、今年から事業着手というか、見えませんが、内池西を継続して用地測量と用地買収の方というふうに伺っています。工事の方は

埋蔵文化財であったり、そのことがはっきりしないと分かりませんので、もう少し具体的な、開通がいつできるかについてはもう少し先になりますので、今ここで詳しいことは申し上げることはできませんので、ご了解願いたいと思います。

西明寺安部居線、土山蒲生近江八幡線につきましては、2地区の期成同盟会の方が一生懸命頑張っていたいていまして、西明寺安部居線につきましては、今年順調に詳細設計の方が進んでまいりますので、各地区また各地先の用地買収の関係をしっかりと地元の方にご同意願った中で進めていただいています、大変ありがたいなというふうに考えております。

土山蒲生近江八幡線の方につきましては、見直しが終わっていますので、実現可能な道ということで、今現在、概略の方を見ていただいております。

あと、国道477号線の小御門地先の歩道でございますが、歩道の方につきましては、山本の方にあります南側の方に歩道がありますので、それが歩道は南側で継続されますので、山本の南側と、今、踏切のところも南側でございますので、歩道は南側で接続していくものでございます。

奥之池線につきましても、計画では29年というふうには思っておるのですが、若干、用地買収等に時間がかかるのと、また、県道の西明寺安部居線の接続のところもございまして、もう少しまたその辺で調整がかかるかなというふうに考えております。

西大路鎌掛線でございますが、こちらの方につきましても奥之池と同じパッケージで地方交付金事業でさせていただいていますが、どうしてもバイパス事業につきましては交付金のつきが悪い中でございますが、この中で工夫して、何とか早期に完了するように詰めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 再質問で、ちょっと確認をさせていただきますが、4つ目に言いました、国道477号線の小御門地先ですけど、南側ということで、南側に家屋がありますけど、河川もありますけど、そのところを道路が幅広くというか、用地買収をされるのか、その辺で道路確保をされるのか、どういう状況にされるのかということで、ちょっと確認でお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 小御門地の歩道の方でございますが、現在、マツミヤさんというご商売してはる家がありますが、その前の方にはかからずに、用地買収は北側の方に今、防草シートが入っていますので、そちらの方に道が北側の方に膨れるような格好で、歩道としては南側でつながるといって聞いております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 要望でありますけど、県アクションプログラムにあります県事

業は、正味、土木事務所への要望活動をしていくことも必要かと思えます。昨年、南比都佐の区長会におきまして、行政懇談会の要望を、東近江土木事務所の要望活動をいたしました。直接話をするのでその思いが伝わり、成果があったように思えます。今年度も7月から8月にかけて行政懇談会が計画をされておりますし、県への要望、また町への要望が多く出されることと思えますが、県への働きかけを積極的に取り組んでいただきますようお願いをしておきます。

それでは次に、3つ目のニホンザルの個体数調整事業について質問をさせていただきます。

冒頭、通告書の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。中ほどに、期間を「5年間の期間をかけて」ということを記述させていただきましたが、この事業につきましては単年度事業でありますので、そのところ、訂正をさせていただきます。申しわけございません。

最近、町内を走っておりますと、猿を見かけることがよくあります。それだけ民家周辺の近くまで生息しているということでもあります。これまでの獣害対策の取り組みの中で、防護柵、銃器、箱わな等による被害を少なくする取り組み事業をしていただいております。昨年度、猿におきましては銃器、箱わなで87頭の計画のところ、銃器が85頭、箱わなで2頭という捕獲数であります。このような結果からも、猿は箱わなで捕獲することは難しいのではないかというふうにも考えます。

こうした県の有害鳥獣規定の枠の中での事業では、被害を縮小することは困難な状況であることから、被害の大きい南比都佐地区において、ニホンザルの個体数調整事業の取り組みを平成27年度から計画していただいております。この個体数調整事業は、専門業者による大量捕獲を可能とするものであります。地元説明をされ、理解と賛同の上、地域ぐるみの協力のもとで、今年度、事業が展開される計画であります。今年の2月の10日に南比都佐地区の区長さん、そして農業組合長さんを招集され、事業説明が行われました。現在、その取り組みが進められているように聞いております。今年度の新規事業の取り組みとして期待され、注目される事業の1つと考えます。しっかりと事業推進をしていただきたいという思いから、ニホンザルの個体数調整事業についての質問をお伺いいたします。

1つ目に、各字での地元説明の進捗状況はどうか。

2つ目に、事業に対する住民理解が得られたのか。

3つ目に、実態調査や事業に対する現状の課題はどうか。

4つ目に、それに対する今後の取り組みをどうされるのか。

以上の4点についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ニホンザルの個体数調整事業についてでございますが、個体数

調整とは、深刻な被害が発生し、追い払いなど、地域ぐるみの被害対策をしてもなお被害を軽減することが困難な猿の群れについて、適正な頭数まで捕獲を行うもので、県が策定している滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画に基づき実施するものでございます。

個体数調整を実施するには県知事の許可が必要であり、この許可を受けるには住民が正しい知識を持って地域ぐるみで被害防除を行うなどの要件が設けられており、県の審議機関において、この実施要件の達成状況が審査をされます。この要件が達成できるよう、集落では研修会の開催、アンケート調査、集落環境の点検などに取り組んでいただく必要があり、町もこの取り組みを支援しております。

まず1点目でございますが、各字での地元説明の進捗状況については、現在、南比都佐地区の対象7集落のうち、5集落で研修会を開催したところでございます。

2点目の事業に対する住民理解についてでございますが、個体数調整事業により、猿を捕獲することについてはご理解いただいていると思っております。

3点目の実態調査や事業に対する現状の課題については、捕獲することはご理解いただいておりますが、集落が主体的に被害防除に取り組まなければならないという意識がまだ十分ではないと感じており、意識の高揚と定着が課題と考えております。

4点目の課題に対する今後の取り組みについてでございますが、収穫しない果樹など、猿にとって餌となる物を取り除いたり、追い払いを徹底するなど、集落主体の取り組みが定着するように、研修会や広報などを実施し、意識の高揚と定着を図る必要があると考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、再質問させていただきます。

この事業は単年度事業ということで、今年度やり切りたいということでもあります。研修会を5集落で開催されたというところではございますが、あとの2集落は研修会の日程、予定が決まっておるのかどうかというところでお伺いをいたします。

猿の被害で困っておられますので、事業に対する住民理解は、一定、得られるのではないかというふうにも思います。事業に対する課題ではありますが、集落で主体的に取り組まなければならないという意識が乏しいという、感じられるため、意識の高揚等、定着が課題とされていますということでもあります。これは個体数調整事業の意識をしっかりと、意義をしっかりと説明して、集落の方にご理解をいただくことが必要であり、重要であるというふうに思います。

2月の説明会では、研修会、そしてアンケート調査、集落環境の点検、対策の検討会、計画の作成事業の実施ということでの計画を説明されています。この計画は4月から6月にかけての計画と提案されておるわけですが、現在の進捗、この事業

の進み具合で、この事業は単年度で完了するのかなというところでは少し心配もするところでございます。今後の事業計画の予定はどうかというところをお聞かせ願いたいわけですが、業者が実態調査をされて、どこにわなをかけたなら捕獲ができるのかというところも調査して、わなをかけられるというように聞いておりますが、そのわなは1ヵ所ということで聞いておりますが、その辺のわなを設置する時期というのはいつごろを予定されているのかというところにつきましてもお聞かせ願いたいと思います。

以上、再質問とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 齋藤議員より、ニホンザルの個体数調整について再質問をいただきました。

今現在、研修会を進めさせていただいているわけですが、7集落予定のうち5集落を実施いただいて、アンケート調査に取り組んでいただいている集落もでございます。あと残りの集落につきましては、先日もお願いを、日程調整をお願いしていったところで、日程としてはまだ決定はされておらない状況でございます。

それから、個体数調整の意義を説明して、十分ご理解をいただくということが重要になってくるんですけども、説明会へ行かせていただきますと、実際、畑で野菜をつくっておられる方がちょっと目を離したすきに猿に食べられてしまっているという、そういった思いを、研修会に行かせていただくとこくこくとお話しをいただきますと、つらいお気持ちも分かるんですけども、基本的には個体数を調整して、猿の住む区域と人間の住む区域を区別するというのが基本の事業であるということをご理解いただきたいように思っております。

それから今現在、研修会、アンケートということを進めていただいているわけでございます。それが終わりました、集落点検に職員も同行して、野菜の残渣が常に捨てられている箇所があるとか、果樹をとられない木がまだ残っているとか、そういった点検に同行して、集落の皆さんと一緒に計画づくりをさせていただきたいというふうに思っております。最終、今は夏野菜の時期でございます、猿がどこからでも野菜をとりくる環境にあるという時期でございます。実際、猿を捕獲するのは、そういった夏野菜、秋野菜が終わりました、餌場が集落周辺になくなったところを、餌づけしたおりの中で捕獲するというのが予定の時期でございます、大体2月ごろというような予定をしております。現在、実は無線機をつけた猿を離しております、行動域を調べております。分かっている中では、南比都佐の地域、上駒から別所まで大きく動いております、170頭を超える群れになっているという状況が今現在では分かっている状況で、その中でどこがわなの設置箇所にふさわしいかということ、業者と相談しながら今後詰めていくという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） また2集落が研修会の実施がされていないということですが、その辺、早く南比都佐全体での共通の理解のもとで実施がされるように進めていただきたいなというふうにも思います。

あと、わなの設置が2月頃ということですが、やはりかけたらすぐにと
いうわけではないと思います。やはり餌づけをして安心してわなにかかるような取
り組みをしていただいてということで、なかなか難しいかとは思いますが、そこは
また目標を達成するよう、単年度でできるように実施をしていただければというふ
うに思います。

単年度の事業としてニホンザルの個体数調整の目標を達成するよう、積極的な取
り組みをされることをお願いいたしまして、以上、私の一般質問を終わらせていた
できます。

議長（杉浦和人君） 次に、1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） それでは、事前通告に基づきまして、熊本地震を踏まえた、さ
らなる町内防災体制の強化について、一問一答形式で質問をさせていただきたいと
思います。防災に関しましては、高橋議員、また先ほどの齋藤議員も質問されてお
られますので、重複することに関しましては割愛をさせていただきまして、質問を
させていただきたいと思います。

今年の、先ほどもお話がございましたが、2ヵ月、例の地震からたちました。こ
の地震で改めていつどこで甚大な災害が起こるか分からないことを、我々に対しま
して強く認識させるものであったかと思えます。一刻も早い復興を願う一方で、我々
の住む滋賀県、そしてこの日野町において想定し得る大災害に対して、しかるべき
備えをするべきである、そのように考えております。

今回の熊本・大分の地震で、主な特徴としてよく挙げられるのが、1点目に、今
までにない震度7クラスの揺れが連続して発生したこと、2点目に、避難所運営の
あり方、また車中泊等も発生したということ、3点目に、インターネットはつなが
る状態でずっとありましたので、SNS、ツイッター、フェイスブックなどが安否
の確認であったりとか、いろいろな情報共有に一役買ったなどが大きなものとして
挙げられるのではないかなと思います。そういったことも踏まえながら、日野町に
おいての防災体制の強化に一層努めていかなければならない、そのように考えてお
ります。

そこで、一問一答形式で1点目にお伺いいたしますのは、まず、日野町での大災
害、今回は地震に関してであります、その可能性と被害想定についての認識をお
教えてください。

議長（杉浦和人君） 1番、堀江和博君の質問に対する町長の答弁を求めます。総務

課長。

総務課長（高橋正一君） それでは、ただいまのご質問について回答させていただきます。

日野町での大災害、地震でございますが、の可能性と、被害想定についてでございます。滋賀県の地震想定、被害想定というのを使わせていただいております。甚大な被害が想定されているものとして、5つの活断層帯を震源とする地震と、南海トラフ巨大地震が想定をされており、町もそれを準用して想定をしているというところでございます。

日野町で最も大きな被害予想がされておりますのは、鈴鹿西縁断層帯地震の場合でございます。最大震度は7、全壊棟数が512棟、半壊棟数が1,773棟、人的被害としましては、死者が31人、負傷者が390人、避難者は最大で4,825人という想定をされており、町の防災計画でもその想定を準用して、地震に対する警戒が必要であるというところで思っているところでございます。

また、この地震の発生確率の評価につきましては、国の地震調査研究推進本部の公表資料によりますと、今後30年以内の発生確率が0.08から0.2パーセント、今後50年以内の発生確率が0.1から0.3パーセントと推測をされているところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江君に申し上げます。今後、指名をされて、答弁者を指定して下さい。

1番（堀江和博君） 失礼をいたしました。

ただいまのご答弁に1つお尋ねをさせていただきますが、日野町で防災計画にも想定されていらっしゃる鈴鹿西縁断層帯の地震が、その発生確率について、30年以内の発生確率が0.08から0.2、今後50年以内が0.1から0.3パーセントということであると思うんですが、こういう確率的に言うとおびんところないので、課長のお言葉で、これは起こるんでしょうか。日野にそれなりに起こる、普段の、この30年間、この50年間の間で、確率というよりかは、もうそれなりの高さで起こるという認識で我々はいた方がいいのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 地震調査研究推進本部の公表の資料の確率ということでは、先ほどの数字ということになると思います。ただ、地震が多い国の日本でございませし、20年、30年という短い、短いといえますかそういうスパンを考えなければ、地震はいつか必ず起こるとというのが基本として、やっぱり心構えとして持っていて、そういうための対策を考えていくということが重要ではないかというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） ちなみに、今回の熊本地震の断層と言われている布田川断層の

断層帯の発生確率、今回揺れたわけですけれども、ゼロから0.9パーセントと言われておりました。阪神大震災が発生する直前の六甲・淡路島断層帯は0.02から8パーセントの間で計算をされていたと。

そうなりますと、ただいま課長がおっしゃられたように、0.08、0.02というのは確率が低いとかというわけではなくて、ほかの過去の地震からも比較しても、それなりの高さを持っている。そして、南海トラフとの関連性からを考えると、10年以内に南海トラフ地震が20パーセントの確率で発生する、また30年以内に70パーセントの確率で発生するということを言われますと、この日野町においてもここが中心になるかならないかは置いておいても、相当な地震に我々は直面する可能性が非常に高いということは改めて認識をしないといけない、そのように思っております。

どうしても私、現地に寄せていただいて、それまではテレビを見て、テレビを通して地震というものを感じておったんですけれども、やはり現実に行くと、ああ、ほんとに一人ひとりの方が衛生状況の悪い中で雑魚寝しておられて、動物とかも一緒にいるし、赤ちゃんやお年寄りのお体が悪い方が、ほんとにこういったところに雑魚寝している状況が、ほんとに目の前にあるんだなというのをすごく実感をいたしまして、起こらない、非常に難しい部分ではあると思うんですけれども、我々の住むところでもそういったことが起こるとい、その危機感から全てがスタートするのではないかなと、すごく私自身、思っております。

そういった中で、防災計画に基づいて、その被害想定に基づいて町の方はいろいろな計画を立てていかれるかと思えます。平成28年の3月に改訂をされたと思うんですけれども、今後、今回の熊本地震の対応で国や県の防災計画が変更されて、それに基づいて日野町のさまざまな防災計画も対応していかれるという流れになるかと思うんですが、そのような見解でよろしいのでしょうか。総務課長、お願いします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 町の方では、毎年防災計画の方、地域防災計画を見直すということでやってきているところでございます。今おっしゃられましたような新しい情報、知見がございまして、それが国なりからそういう知見の情報を得まして、そういうことも参考にしながら町の防災計画を見直していかなければならないというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） どうぞよろしく願いいたします。

続きましての事前通告に基づきます質問の2つ目に移らせていただきまして、町内の公共施設の耐震化の状況についてお教えてください。こちらは建設計画課長、よろしいですか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 町内公共施設の耐震化の状況ということでお尋ねがありました。

平成28年3月に改訂いたしました日野町既存建築物耐震改修促進計画では、公共施設では90棟で、平成27年度末の耐震化率が88.9パーセントとなっております。このうち、防災上、特に重要な公共施設については、役場庁舎の別館が今年度改築をさせていただきますが、それで耐震化率は100パーセントになるものというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 分かりました。皆さんもご存じのとおり、熊本県の宇土市、16日の地震で、築51年の市庁舎が倒壊のおそれが出る、4階部分が全て押し潰されて、倒壊のおそれが出るという地震が、今回、熊本でもございました。この役場もそうですし、先ほどは100パーセントですか、別館も含めると100パーセント耐震化をするということであると思いますが、益城町の役場は耐震化をしていたのにもかかわらずひびが入っていて、立ち入ることはできるんですけども、そこで災害対策本部を開くことはできなかったわけでありまして。

そういった中、日野町で起こった場合に、この計画にも書かれていますが、ここと別館が、新しくできる別館が対策本部になると思いますが、もしも仮にそういったものがひびが入っている等があったときに、どちらに対策本部を設置されるのか、総務課長、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 現在、町が持っております防災計画では、第一に日野町の役場の会議室を使うということと想定しております。それと、今これから建築するわけですが、役場の別館のところをその代替として使うと、そういうことで、耐震の基準につきましては、日野町役場につきましてはI s値という、建築基準の一般的な耐震基準の0.6の1.25倍の0.75ということで耐震改修をしておりますし、今度改築をいたします別館についても、それ以上、それを上回るということで、0.75以上ということで設計をしているところでございます。現在のところではその2カ所のどちらかで防災本部をしていくということで計画をしておりますが、おっしゃられましたように、その想定を超えるようなことがございましたら、それはそのときに判断をしていくということしかないのかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 防災計画を見ますと、その後に日野公民館が順位に入ってくるかと思うんですが、それはその状況に応じてだと思います。ただ、イレギュラーなことが多々恐らく発生する中で、想定外のことが山ほど恐らくほんとに発生してく

るんだと思います。その中で適切な対処をするためには、ある程度、じゃ、次、検討するのは日野公民館、ただ、日野公民館は避難所にもなっているのです、多くの人
が住まわれている可能性もある。そうなったときには、ほんとにどこがふさわしい
のかというのは、当日、事が起こってから非常にパニックになっている状況の中で
は、冷静な判断も非常に難しいかと思えます。考え過ぎかもしれないですけども、
そこまで考えておく必要があるのが今回の地震からの教訓であろうかなと思ってお
りますので、またご検討いただきたいなど、そのように思います。

続きましてですが、一般住宅の耐震化、これは私、非常に重要なことであろうと
思います。今回、熊本地震でお亡くなりになられた方の7割、49名がお亡くなりにな
られまして、その7割の37名の方は全て家屋の倒壊によってお亡くなりになられ
ています。避難所の対応とか、さまざまなことを先ほどから申し上げておりますが、
その前に、まず住民の方々が命があるかどうかというのが最も最大優先されること
だと思えます。

そういった観点から、日野町内の一般住宅の耐震化の現状と、その対処について
お教えをください。建設計画課長。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 日野町の一般住宅の耐震化の状況についてございま
す。

日野町内のうち、推計で6,560戸の一般一戸建ての住宅が存在しております。その
うち、耐震基準を満たしていると想定される住宅は4,190戸で、耐震化率は63.87パ
ーセントとなっております。この数値につきましては、今年3月に改訂いたしました
日野町の既存建築物耐震改修促進計画に基づいて出した推計でございます。旧耐
震基準であります昭和56年以前に建築された木造住宅については、木造住宅耐震診
断員派遣事業により、平成27年度末現在で102戸の住宅が耐震診断の実施を終えてお
ります。診断の結果、耐震基準を満たせていない住宅については、平成27年度に創
設された耐震改修概算費用作成事業により、補強計画と概算費用の提案が受けられ、
耐震改修工事を実施する場合は改修工事に補助制度が利用できることとなっております。

しかしながら、現時点ではこの補助制度により耐震改修工事を実施された事例は
ないところでございます。今後は住民の皆様にご活用をしていただくよう
に周知をするとともに、一般住宅の耐震化が進むように努めていきたいと考えてお
ります。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） ただいま課長から、日野町内の6,560戸のうち、耐震化基準を
満たしているのが4,190戸であると、63パーセントであると。つまり、満たしていな

いのが36パーセント、ざっとありまして、2,370戸は震度6、7レベルの地震が来ると、相当な、半壊なり倒壊なりのおそれがある家があるよというお話であろうかと思えます。

先ほどの被害想定、鈴鹿西縁断層の被害想定を拝見しますと、そこでの全壊と半壊が2,285件なんですね。それと今回の耐震していない戸数はほぼ同数であると思えますので、恐らく滋賀県が計算されたのが、耐震基準を満たしていない家を計算して、そこが最初の基準になっているのかなと。そこからさまざまな被害や死者数というのを計算されて、はじき出されているのだと思えます。

そうなりますと、今の現状、もし今日、大地震が起こりまして、7、同レベルのものが起きますと、簡単な計算ですけれども、日野町の2,370戸の家が半壊なりして、そこでそれなりの相当数の死者数が出て、1戸当たり3名の方がいらっしゃると思ったら、7,000人の方々が家をなくす状況が生まれるという状況であります。滋賀県全体では、昨日も高橋議員のお話もございましたが、80パーセントぐらいの耐震化率がある。それはさまざまな、マンションとかそういったものも計算しての数字でありますので、旧の在所を持っている日野町とか各地域ですと、非常にその率というのはほんとに60パーセントからそれぐらいまで下がってしまうのが滋賀県の現状かなと思えます。ですが、やはり今の状況で南海トラフ、震度5ぐらいの影響があるような滋賀県においても、やはり何らかの大きな被害が想定される状況であると思うんです。

そのために、先ほども建設計画課長がお伝えいただきました、木造住宅耐震診断員派遣事業ということで、102軒の方のおうち、102戸のおうちを実際に診断されて、ここはちょっと危ないですよと、そういった調査をされたと思うんです。ただ、そこで対応がなかったといいますか、その補助制度を利用して改修までには至らなかった理由は何なんでしょうか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 今回の計画をまとめる際に、診断を受けられた方からアンケート調査をしております。耐震改修をしない理由の一番に、耐震改修に多額の費用がかかるからというのが85.7パーセントと、突出した理由になっております。昭和56年以前の建物でございますので、補強をするよりか、もう建てかえという選択肢もありますと、またその辺の費用もかさんでいったりするのかなと思っておりますので、多額の費用というのが一番のネックになっているのかなというふうなアンケート結果でございました。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 恐らくそれが理由だろうなということはそのとおりで思っております。85でありますので、皆さん、結局は建てかえたり、補強にお金がかか

るとのことだと思います。

では、じゃ、「それぞれの個人さんの持ち物やし」と、お金がかかる、「町がお金を払うわけでもないし」と。なので、「ああ、もうしょうがないですね」といってほっておいてはいけないと思うんです。何らかの代替の対策なり、そこが危ないわけでありますので、その対策はどのような対策をとられているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 先ほど申しましたとおり、木造の診断員の派遣がございます。それに基づいて概算費用作成事業、そして耐震改修工事ということに進んでいくのが、一番公費を投入した中の整備の推進になるのかなというふうに感じております。ただ、改修にする、こちらの事業費の方につきましても、大きな金額でございませぬので、なかなか本体の改修、またそれに伴う補助としては大きくないところが、また1つのためらわれるときの原因になっているのかなと思っています。この補助事業につきましては、社会資本整備交付金の方で該当しているんですが、これが少額なためになかなか進まないのかなというふうなことも思っております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 今、なかなか進まないというお話なんですけど、その現状に対して、課長はどう対応するのがよろしいのでしょうか、これから。現実的にそういう状況があるというのは、すごくそうであろうなとすごく思うんですけども、ただ、そのままほっといても日野町の耐震化率というのは絶対上がらないと思うんです。そのために何をされるのでしょうか。お願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 先ほどから申しますとおり、なかなか進まないのは補助金の制度も少し、率の点もあるかと思いますが、ただ住民の方がその事業を知ってもらうことも必要ですし、昭和56年以前の建物がこのような状況やったということを知ってもらうのが一番大切なことやと思っていますので、今回の熊本の地震でも、熊本が地震が起りにくい土地という、そういうイメージの中で言われたときに、突然来た地震に戸惑われています。

日野町につきましては、先ほど総務課長が申しましたとおり、日野には鈴鹿西縁帯の地震、頓宮断層であったり、また南海トラフのひずみも、この間、新聞で大々的に報道されたとおり、かなり大きな滋賀県にも及んでくるという絵が出ておりましたので、そういうことを全体に知ってもらう、周知をする、そして自分の家がこのような家やということも認識してもらって、そこで次の対策を考えてもらう、そこがいちばん大事かなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 私も同感でございます。まず、旧の耐震基準のおうちが、大き

い地震が来たら、言い方があれですけど潰れますというのを、ほんとに切実に感じてもらわなければ方法はないのかなと思います。その中で解消されるのか、また転倒防止とか、そういった小さなところでの対応ということになるのか、それか避難というあり方について、また地域での防災について、もっと意識を高めてもらうのか、そういったまず一番最初に、もし地震が起こったら自分はここで命を落としてしまうかもしれんと、大事な家族も死んでしまうかもしれんという危機感と恐怖心からこれはスタートするんじゃないかなと思いますので、ほんとにこの地震を契機に一層広報を、また町の職員さんも2名も派遣していただいているわけですので、していただきたいなとすごく感じております。

続きまして、町内の指定の避難所の耐震についてお伺いをいたします。先ほどもお話ございましたが、町内の避難所、そして避難所を誰が運営をされるのかについてお答えください。総務課長、お願いします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 指定避難所の体制と、避難所の運営担当者ということでございます。

町内で避難収容施設として25ヵ所を指定してございます。大規模災害時には、合わせましてそのうちの7つの地区公民館が情報収集や広報、それから住民相談を行う地区連絡所ということで、あわせて指定をしているところでございます。

避難所の運営担当ということでございますが、指定避難所ごとに防災計画の方で職員のマニュアルを策定しておりまして、正規の職員を配置して、避難所の運営を行うということにしております。例えば日野公民館は5名、東桜谷公民館4名等を配置する計画をしております。しかしながらといいますか、なお、災害時にはこれらの職員だけで避難される方々を受け入れて避難収容施設を運営するという事は困難なことでございますので、公民館の職員の皆さん、また地元自治会の役員の方、それから自主防災組織の方、それからボランティアの皆様、そういう方のご支援とご協力をお願いして、共同して運営をしていくということが大切じゃないかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） ただいま避難所ということで、町には25ヵ所指定をされております。1点、お伺いさせていただきますが、日野公民館5名で、東桜谷が4名の職員さんの配置と。もちろんそれだけでは無理なので、地域の方々にも手伝ってもらうということなんですが、ただ、事が発生すると、全て職員さんに全ての要望、ストレスが集中するかと思います。そういった中で、東桜谷、私住んでおりますので、それなりの自治会組織がある程度確定ができていますので、統制はとりやすいのかなとは思いますが、例えば日野公民館、日野小学校となりますと、自治会のない

方々も多く来られることも可能だと思うんです。統制が非常にとれづらい、その状況の中で、東桜谷公民館の人数と同じぐらいの配置を日野公民館にしてよろしいんでしょうか。課長、お願いします。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 現在の防災計画に基づく職員のマニュアルの中では、想定をさせていただいておりますのは、避難収容施設の中でも、特に公民館がまず第一に来ると、そういうことで、現実にも今まで避難準備情報とかを発令させていただきますときには公民館を開設させていただくということで、地区班をそこに配置するというので、地区班の、それぞれの地区班の班長さんについては公民館の方に行ってください、そういうことで人数を配置しているところでございます。

ただ、25カ所の指定をしております関係から、職員の数割り当てるということではこの人数を割り当てることがもう最大ということで、現在のところはそのような割り当てをしておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 非常に、全体の数字は時間がかかりますのでお伺いしますが、その割り振りってすごく重要なところかなと思います。細かいことばかり先ほども話していますが、それこそが一番災害時は重要になります。その中で、ほんとに一番の矢面に立ち、一番多分寝の間もなくなるのが職員さんになるかなと思います。そこでの配置、男女の比率であったりとか、また現場へ寄せてもらったときに思ったんですけれども、例えば介護の資格をもらっていらっしゃる職員さんとかがいらっしゃると、避難所の中でそういった体調が悪い方とか高齢者の方とかがスムーズにできるんですね。あと、例えば建設関係、作業関係が得意な職員さんがいらっしゃったら、そういった瓦れきの除去であったりとか、さまざまな補修とかもその場で対応ができたりするんです。

そういった中で、職員さんが、どなたが適切に配置されるか。また、もちろん言うまでもなく、顔を知っている方が一番いいと思うんですけれども、それが配置されるとすごく職員さんの配置は重要な部分だと思いますので、今後、再度検討をいいものにしていただきたいなと思います。

そういった中で、今は指定避難所のことを申し上げましたが、ただ実際、今回の熊本地震などでも、指定避難所以外に数多くの自然発生的な避難所が発生をいたします、それなりの地震となりますと。そういった自然発生的、把握をしていないところで人たちが集まって避難所的なことをなされている、そういった場合の対応とそこでの運営の担当者、また支援物資やトイレや医療体制の供給など、どのように対応されるのでしょうか。そういったものは防災計画に記されているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 先ほど申し上げました25ヵ所の指定避難所については、先ほど申しました配置する人数、またそこで食事を炊飯しなければならないということも含めて、炊飯するための調理員さんの要員、そういうものを一応配置するというところで計画はさせていただいているところでございます。

今ご質問がございました、それ以外のところ、自然発生的に避難所としてできた場合はどう対応するのかということについては、防災計画の中で明確に決めているものはございませんので、そういう状況が起こったときには防災本部の方で適切に対応を考えると、計画すると、そういうことしか今のところはないかと思えます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） そうだと思います、現状ですと。ですが、そこも今後は想定しないといけない部分になるかと思えますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思えます。

話を戻させていただきまして、指定避難所での運営に関してなんですが、例えばペットをお連れの方が来られました。ペットをお連れ、しかもそばに、離れたくない。それぐらい家族と一心同体のペットさんももちろんいらっしゃると思うんです。そういった方々が避難所に入られてきた、いらっしゃる、その場合、総務課長、どのように対応されるのでしょうか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 現在、町の防災計画で避難収容施設の運営管理の方で想定と申しますか、考えておる範囲としましては、避難をされた方の健康状態、それからお体の状態、そういうものに配慮して、プライバシーの確保とかそういうケアが特別に必要な方への配慮を行うということは定めてございますが、ただいまおっしゃいましたペット等のことについては、そういう場合どうするかということについては決めていない状況でございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 基本が防災計画に基づいてやはり行動されると思うんです。なので、防災計画改訂のときに、ほんとに細かなペットの部分であるとか、じゃ、妊婦さんがいらっしゃる時にどうするのかとか、外国人の方々、一部書いていましたけれども、どう対応するのかってすごく重要な部分であるかと思えますので、そこを各職員さんが意思共有をされていらっしゃる、またこういうふうな原則が決まっていますというふうにあるだけで、対応がほんとにしやすくなるかと思えますので、そこまで決めておくということが大事であるかな、そのように思っております。

先ほど齋藤議員の質問にもございましたし、その場合に総務課長もお答えになりましたが、全ての地区を含めて避難収容施設が25ヵ所ある。それは平米数、1人

当たり2平米ということで、2万2,000人は収容できると。計算上、収容できる。そうなったとき、必ず起こってくるのが、「何でわし、桜谷の人間やのに日野のところに行かなあかんねん」と、100パーセント出てくると思います。そういった場合、「わしはもうここにいる」と言わはった場合、「何でわざわざそんな遠いところに行かなあかんねん」、その問題に対してどのように対応されるんでしょうか、お答えください。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 現状、町の方で想定をさせていただいております最大の被害想定というのが、先ほど申しあげました鈴鹿西縁断層帯地震ということで、4,800名程度の避難者が出ると、そういうことを想定している中で、25カ所の避難収容施設を指定させていただいているところでございます。それにつきましては、先ほど申しあげました、避難収容施設はある程度長期の避難を想定することから、公共施設がやっぱり適切やというふうに考えてございまして、日野町に今ありますそういう条件を加味した中で、それと被害想定を加味した中で、25カ所を町の中一体として定めをさせていただいているという状況でございます。

今ご指摘がございましたように、そのような各地区の一番住民さんの近いところでどのように確保していくかというのは、これから防災計画を見直していく中でそれは検討していくべき課題の1つやというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 益城に行ったときにある方のお話を伺うと、やっぱり違うところに、もっといいところに行ってくれという話を聞くんやけれども、自分の家から離れたくないと。やっぱり自分が長年住んできて、今倒れるかもしれない倒れないかもしれないぐらいの家の、一番近いところに常に自分はやっぱりいておきたいというふうに、皆さんお思いになると思います。そういったときに、やはりこれだけ、昨日も山田議員が各公民館というお話もありましたけれども、生まれ育った自分の家のある地域で何とか回っていけるようにお考えをいただきたいなど、そのように思います。

避難所の今質問させていただきましたが、もう1つ、種類のには別れる避難所がございまして。福祉避難所でございます。福祉避難所の体制について、次にお教えください。福祉課長、よろしく。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） ただいま福祉避難所についてご質問をいただきました。

災害時において、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者の避難所として、現在、町内の高齢者施設4カ所、障がい者施設1カ所、救護施設1カ所の計6カ所を指定しております。開設にあたりましては、町が災害の規模や避難者の状況など

を判断し、指定の社会福祉施設と協議を行い、受け入れ体制が整った上で開設することとしております。また、運営についてはそれぞれの社会福祉施設で行っていただくこととなっており、町は運営にかかる情報提供、物資の調達、ボランティアなどの支援者の確保などを行うこととなります。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 質問させていただきます。

まず、この町内で、白寿荘と、誉の松と、リスタあすなろと、ゆめさとさんと、わたむきの里作業所さんと、ひのたに園だと思っておりますが、耐震化は大丈夫なんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） 耐震化については問題ないというふうに聞いております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） そこで次の質問でございますが、利用者さん、利用されている方々の収容といたしますか、ケアということはある程度想定をされるのかなと思うのですけれども、やはり各地域で在宅介護されていらっしゃる方々に、その福祉避難所に行ってもらわなアカンよなかなと思います。そういった場合に人数的に許容できるのか。また、細かな対応、職員さんも含めて、今、基本お任せするという形だと思っておりますけれども、その作業所さんや民間さんがほんとに適切に対応できるのか、その状況を教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） 今、堀江議員さんの方から、それぞれの施設の対応についてご質問いただきました。

まずは入所していただいている方のケアがまず1番になっていくと思います。それと、入所、避難をしてきていただくというためのスペースでございますが、基本的には、現在会議室で使用されている部分であったりとか、あいている部屋などを想定して、避難所として考えておられると聞いております。ただ、今の人数ですね。なかなかそれぞれの施設においても入所の方がおられますので、多くの方の人数についてはなかなか入所が、避難を受け入れられないという状況でございますので、その都度の状況の中で受け入れ人数を協議しながら、何人が受け入れられますという中で、町がまた受け入れをお願いしていくということになると考えております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 今、確か民生委員さんなどを通じて、各地域でケアが、災害時にケアが必要な方の調査というか、していただいているかと思うのですけれども、その総数が上がってきて、それと民間の施設との許容数とのギャップっていうのはしっかり見ていただく必要があると思います。

そこで、ほんとに相当な数の方々が在宅介護されている、ケアが、専門的なケアが必要な方々が入れない、福祉避難所にも避難できないという状況はやはり避けなければいけないと思いますので、そのあたりのケアをお願いさせていただきたい、そのように思います。

次の質問に上げさせていただきます。

こちらは総務課長になるかと思えます。先ほども少し関連をいたしますが、車中泊が発生した場合、いかに対応されるのか、その詳細についてお教えてください。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 避難時の車中泊ということで、現在続いております熊本地震で、対応のときに避難される方で、そういう対応が多かったということで聞かせていただいております。車中泊される原因といいますか、要因といいますかは、やっぱりペットを連れておられるですとか、プライバシーが守られやすいですとか、それから余震で建物の中にいる恐怖心があるとか、そういうことが報道されているところでございます。

町の方の現在の災害地域防災計画では、車中泊等の対応について決めているものはございませんので、今後、熊本地震等の経過を受けて、国なりでもまたそういうガイドラインなりが示されることがあるかもしれませんが、そういう場合にはそういう情報を受けまして、町としても防災計画の見直しの中で検討していくべき事項になった場合に町として検討していくと、今はそういう状況しかないなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 今後の国や県の動向に応じてお答えをいただくということで、その際に車中泊が発生すると、今回の熊本でもガソリン不足といいますか、ガスタに縦列がすごくできたりとか、そういったことも起こりました。ライフラインとしては水であるとかガスであるとか電気という、基本になるかと思うんですけども、車中泊が発生する場合、ガソリンがライフラインに変わってしまいます。そういった中で、町内での、今までの経緯も含めて、町内のガソリンスタンド屋さん、関係者との協定であるとか協力関係というものがありませんでしたら教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 現在、町が応援協定を結ばせていただいているものの中では、いわゆるガソリンを販売する企業さんとの協定は現在結べておりません。が、それを結ぶ必要はあるなということで、業者さんの方と組合さんの方と、事前の協議は進めさせてもらっているという経緯はございますが、今のところは協定は結べておりません。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1 番（堀江和博君） 協定までどうぞよろしくお願いを申し上げます。

今回、車中泊も含めて、熊本地震で多くの今までにないような現象が発生したかと思えます。その中で、皆さん、メディア等でもよく見られたと思うんですけども、支援物資が山ほど届いて、置き場所に困るということが起こりました。また瓦れき、現地に行くと瓦れきの起き場所も困ります。ちなみに、瓦れきに関しましては、倒壊した家というよりかは、あれだけの地震が起きますと、見た目は倒壊していなくても、家の中がぐちゃぐちゃになります。割れたものとか、壊れたもの、それを全て皆さん、家の外に出されます。その中に壊れただけのものであればいいんですけども、明らかにこれは粗大ごみでずっと放っておいたというようなものも一緒に出されます。相当なごみの量が発生します。それを日野町において仮に起こった場合、支援物資の置き場所はどこになるのか、また瓦れきの置き場所はどこになるのか、分かるところがありましたら教えて下さい。こちらは住民課長。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） 支援物資の置き場所等でございますが、その辺につきましてはどこということ定まったところが、大谷公園を使いますとか、その辺、臨機応変に対応していかなければならないのかなというふうに考えているところでございまして、その辺につきましても計画の中で想定をしながら協議の方は進めたいと、このように思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1 番（堀江和博君） 瓦れきに関しても大谷公園ということによろしいでしょうか。瓦れきやごみ、大量のごみ。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） その辺につきましては、瓦れき、ごみ、また当然広域的なこともございます。その辺につきましては中部清掃の方の稼働状況等もよってまいりますので、その辺の状況を見ながら、また中部清掃組合の敷地で処理ができるかと、その辺についても検討をしていくということを想定しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1 番（堀江和博君） 相当な瓦れきが発生する地震は、多分日野町だけではなくて、東近江周辺市町も相当巻き込まれている状況ですので、多分中部清掃組合は機能しないぐらいになるのかなとも思います。そういった中で、そのあたり、また清掃組合の方々とご協議をいただかないといけない事柄かなと思います。

最後から2つ目に行かせていただきます。

災害発生時の消防団をはじめ、各種団体の連絡体制や、どのような業務協力をしてもらうかなどの取り決めがあるのか。また、災害時の効果的な連携体制について

教えてください。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 災害発生時の消防団や各種団体との連絡体制、業務協力の取り決めにつきましては、消防団長は災害対策本部の本部員に位置づけております。防災活動全般を担う消防班の班長には、町消防団の副団長に就任をいただいております。また副班長さんを各分団長に、消防団の分団長をお願いをして、災害時に速やかに対応できる体制として計画をしているところでございます。

また、警察や消防署などの災害関係機関でございますとか、関西電力やNTTさんなどの指定公共機関に関しては、日野町防災会議の構成員として会議を、防災会議を行っておりますことから、情報共有、災害時の連携を図っているというところでございます。防災計画にもそれぞれの役割分担を明記させてもらっております。また、災害時の緊急対策等に対応できるよう、日野町の建設工業会さん、また県の電気工事工業会さん、県エルピーガス協会さん、県造園協会さん等と災害時の応援協定を締結しているところでございます。また食料のほかの物資の調達、それから提供については、株式会社平和堂さん、それからコメリ災害対策センターさんと応援協定を結んでいるところでございます。このようところで連携を図っていきたいというふうに防災計画で定めているところでございます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 町という規模での連携はそうなってくるのかなと思います。各地区レベルで諸団体というのがあるかと思うんです。ふさわしいかどうか分からないですけど、例えば老人クラブさんとか、安全なまちづくり協議会さんとか、公民館の運営委員会に混ざっているような、それぞれの地元にあるような諸団体さんの動きというのはどうさせてもらったらよろしいんでしょうか。総務課長、教えてください。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 町の防災計画では、主に町としてどういう対応をするかということで定めさせてもらっているところでございますが、この防災計画等に基づきまして、毎年町が主催としましては総合防災訓練というのを実施させていただいております。その中で、各地区ごとに現状では毎年1回回らせていただいて、場所を回らせていただいて防災訓練を実施させてもらっております。その中では、地区の各種団体の皆様、また各住民の皆様に、災害時にはこういう状況になって、こういう対応が必要である、そういうことの想定のもとで訓練をさせてもらっているところでございまして、そういうもの、ならびに出前講座などの防災講座などで、それぞれの皆様にご協力といいますか、自分たちのこととして取り組んでいかなければならない、そういうことを町も皆さんと一緒に考えていくということが大切な

というふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1 番（堀江和博君） ただいまそのようにお答えをいただいたかと思いますが、公民館という形態で、どこまで防災に対して管理、マネジメントされていくのかというところにもかかわってくるかとも思うんですけども、私も議員として、後藤議員と一緒に東桜谷公民館の運営委員会というものに参加をさせていただいております。ただ、そこでもし今、地震が起こったら、それぞれ参加されている方がどのように対応されるかという会議は、この1年、なかったんです。それは桜谷だけなのかもしれないですけども、ただ、やはり公民館での統制のとれ方ってすごく重要だと思います。それを事が起こって、さあ、皆さん、どうしましょうかというのでは遅いと思いますので、平時からそういった公民館レベルでそういった防災会議じゃないですけども、というのは個人的にはすごく大事だなとは思っておるんですが、ただ、制度的にそういうことが大丈夫なのかどうかちょっと分からないので、その点についての見解を教えてくださいたいんですが。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 公民館の方でそういった会議等をまだ持たせてもらったことはないわけなんですけど、今後、各関係機関、その他防災にかかわる部分につきましては、やはり地域の課題という、1つ、大きな問題だというふうには思っています、防災ということにつきましては。そういったことで、やっぱり公民館がそういった部分でかわる、できるということは非常に大事なことでございますので、今後公民館の方でもそういった地域の課題、1つの課題として受け止めて対応してまいりたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1 番（堀江和博君） ほんとに昨日の質問からもありますが、公民館の制度、いろいろ課題はあると思うんですけども、うまく利用、こういった災害時に機能するように制度設計をお願いさせていただきたいと思います。

そして足早ですが、最後に移らせていただきます。

災害発生時や、また被災中の「日野め〜る」、フェイスブック、ホームページなどについて、活用の規定などがあるのか。また、その効果的な活用方法について教えてください。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま「日野め〜る」等のSNSの活用という部分でご質問いただきました。

災害時のメールの利用等につきましては、「日野め〜る」は平成25年度から配信サービスを行っております。現在、約2,700の方に登録いただいているところでござ

います。その利用につきましては、利用規定を定めまして、防災・防犯情報を受け取ることを必須としております。災害警戒情報とともに、いわゆる災害発生時、それから被災中での情報につきましても、「日野め〜る」を通じて配信をいたします。なお、「日野め〜る」を登録していない方にも情報が行き届くようにということでございまして、日野町のホームページ、またツイッター、そしてフェイスブックも連動をさせておりまして、自動的に情報を配信することとなっております。

さらに「日野め〜る」の機能の中にはエリアメールといわれる機能もございまして、「日野め〜る」を登録していない方にもいわゆる緊急情報として配信をすることが可能となっております。日野町のエリアにある、いわゆるドコモ、ソフトバンク、au等の携帯をご利用の方には強制的に情報を配信するということができます。

そうした中、携帯電話をお持ちでない方への情報という、行き届くことができるのかということが非常に大切であると考えております。災害時にはテレビ等での情報入手というのは非常に困難ではないかというふうに考えておりますことから、そこは日ごろから地域での顔が見える関係という部分での、そうした中で誰が持っておられない方か、誰がそういうSNSの情報を入手できない方かというのはある程度把握をいただくという中で、そうした伝達の仕組みといいますか、そういうものをつくっていただく必要があるのかなというふうには考えております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 共助防災と言われている地域での防災の関係づくり、間違いなく重要なことだと思います。

今回の質問は、それぞれの「日野め〜る」やSNSの使い方というものをもっと工夫をするべきであるという質問でございまして、先ほど、そこで1つ質問なんです。強制的にメールを送ることができるエリアメール、これは役場から強制的に、「日野め〜る」を登録しているいない関係なしに、携帯に送ることができる、役場職員さんが打って、ぱっと送ることができる類いのものなんでしょうか。教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） これは一応私の、町の方の防災関係と、それから広報関係と、その担当がおりまして、その方から緊急で流す場合にはそれを活用できるということになっておりますので、いわゆるエリアですので、日野町民でない方がおられても、それは入ると、このエリアの場合は、というような形になっております。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 「日野め〜る」を登録していなくても、携帯を持たれている方は多いと思いますので、その活用という、すごく大事ななというふうに思います。

そして、今回の地震で重要になりましたのは、行政側からの情報発信ではなくて、

被災されている方からの情報発信なんです。それをいかに拾い上げられるかというのがポイントになっていまして、例えばあれだけの地震が起こると、目の行き届かないところがあります。電話も通じないし、誰に言ったらいいか分からん。でも、そのときに日野町のフェイスブックがあれば書き込めるので、コメントで、「ここここで家が倒壊して、誰々さんが入ってはります」というふうにぽんと入ったときに、すぐ、もちろんネット環境が生きているという前提になりますけど、助かることができる、できましたし、実際に今回、それで助かっておられる方もいらっしゃるわけです。そういったときに、災害発生時に情報発信は当然なんですけれども、ほかの方々から情報を受け入れる仕組みをつくるべきやと思います。そのためには日野町のフェイスブックとかツイッターとか、そういったものを本当に多くの方に周知していただく必要もありますし、そういう窓口を常に用意していますよと、何かあったらここに書き込んでくれというような体制づくりも今後重要になってくるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。これは意見とさせていただきます。

そして、最後の質問、意見でございます。

今までつらつらと生意気なことを申し上げましたけれども、これ、全て矢面に立ってして下さるのは職員の皆さんなんです。もちろん周りの、周囲の議員はじめ、地域の方々も絶対手伝うんですけれども、ただ緊急事態が起こったときに、自然発生、自然災害なので、全てのストレスがそれを運営されている職員さんに向くんだと思います。2名の職員さんが行かれた、行かれてお話を伺ったときもそのようにもお話も聞きました。ほんとに自分も被災しているのに、災害時は一番に動いていただくのが職員さんの皆さんやと思います。その職員さんのケアというのはすごく大事だと思います。もうみんなしてるんやからやみくもに働くと、そんな不謹慎やと、自分たちが休むということは不謹慎やと、そういう考え方もそのとおりかもしれないんですが、ただその一方で、働いていただく皆様方のケア、これだけ働いたら1日絶対休ませるとか、そういうある程度のガイドラインみたいなものが絶対あった方がいいと思います。防災計画に載せるか載せないかは分からないですけれども、そういったものが必要だと思いますが、総務課長、その見解を教えてください。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） ただいま町の方で地域防災計画、それからそれに基づく職員のマニュアルを決めているところでございますが、今おっしゃいましたようなそういう、それにあたる職員のケアというものについてどうなんだということでございます。

町の中では限られた職員の中で、体制の中で防災本部の体制、それから指定避難所としている避難収容施設へ派遣する職員、そういうものを全て割り当てをしておりますが、全職員を割り当てておりますけれども、実際の地震の起こったときには

その全職員が集まられるかどうか、そういうことも重要になってくると思います。

そういう中で、職員が当たります職員のケア等について、おっしゃっていただく趣旨は十分に配慮して定めていかなければならないと思っておりますけれども、現状のところではその職員体制で災害にあると、復帰にあると、そういうことを決めているという状況でございまして、おっしゃっていただきましたようなことについては、もうそのときにどのような状況の大きくなるか分かりませんが、そういうことに配慮をしてしていくということは考えていかなければならないというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1 番（堀江和博君） ちなみに、皆様方から職員の休むようなマニュアルはつくれないかもしれないですけれども、私はそれは必要やと思いますし、議員として必要やと思いますし、あと私がお話を聞いたのは、僕の発案ではなくて、地域の方からそういうお話を聞きましたので、そういうお声を周りからいただいているということ、それをつくっていただくような、内規というか、そんな形でも結構ですので、つくっていただくような方向がいいのではないかなと思います。

長々と失礼をいたしました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） ここで、昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時45分から再開いたします。

—休憩 12時38分—

—再開 13時45分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

2番、後藤勇樹君。

2 番（後藤勇樹君） 2番、後藤です。今回もよろしくお願いいたします。

まず、一般質問に入ります前に、昨日質疑におきまして、今議会で承認を得られたら、7月15日からコンビニにおいて印鑑証明が発行できるようになるということに対して、コンビニの従業員さんへの指導などがきちんとできているのかどうかということとか、町からコンビニへの指導要領などが存在するのかどうかということをお尋ねしましたところ、早速調べていただきまして、けさ、橋本住民課長の方からコンビニの方でもきちんとした教育が行われていて、責任者も配置していらっしゃるよということをお伺いしました。迅速な対応、ありがとうございます。

ですが、町からもぜひ町独自でコンビニの方に、個人情報、やはり公的文書であるとか証明書を発行するというのは、非常にこれ、個人情報についてシビアな問題でもありますので、指導要領などを作成していただいて、町からいざというときには指導が行えるという体制も整えていただければと思いますので、ご検討のほど

よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。今回、私からは3つの事項について、全て分割方式にてお尋ねしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、1つ目ですけれども、中山間地域での農業環境の改善についてお尋ねしたいと思います。地域水田農業改革の一環として、収穫を目的としない、例えばレンゲなどの地力増進作物の栽培を行っていたり、また、不作付の調整水田などのあまり利用されていない水田などに対してWCS用稲、といいますのは、稲の子実、穂とかもみですね、と、それから茎とか葉などを同時に収穫、実る前に同時に収穫いたしまして、サイレージ化といって発酵させるわけですね。こうすることによって牛のえさなどにする、こういうための稲をWCS用稲と言うわけですが、このWCS用稲や、加工米や、飼料用米などの非主食用米への作付転換推進を図って、水田の保全やその有効活用に向けた取り組みを推進されていますが、日野町は平地と山間部など、圃場の環境条件が大幅に違います。にもかかわらず、こちら、日野町の農業再生協議会が発行していらっしゃる、日野町地域水田農業ビジョンというのがありますけど、これを見させていただきますと、平成28年度の日野町の基準単収、1枚当たりの収穫高ですね、基準になる、これを一律518キロというふうにごここに書かれております。これに対し、耕作者の方々から、山間部では圃場ごとの面積が非常に狭いとか、あるいは四角くない変形田が多いとか、あるいは水利が悪い、畦畔の法面が大きい、獣害に悩まされるなどの不公平感の是正を求める声が多く寄せられております。

周辺の市町では、市内を幾つかの地域に分け、地域ごとに基準単収を設定している地域もあると聞きますが、この基準単収は誰がどこでどのように決めていらっしゃるのでしょうか。また、一律方式となっている日野町の基準単収設定を、町内のいくつかの地域ごとに分けるか、あるいは条件ごとに分けて設定をするように変更はできないのでしょうか。

そしてもう1つ、日野町では総延長200キロに及ぶ獣害ネット防護柵の設置や、箱わな、囲いわな、猟友会の協力などで鳥獣害対策が行われ、一定の効果が上がっているとの報告を受けております。また、今年度は県からのニホンザル個体数調整事業補助金の250万円の増額なども含め、有害鳥獣駆除事業として当初予算にも約2,800万円が計上され、鳥獣害対策への効果向上が期待されております。これは先ほどの齋藤議員の質問の中にもあったことですが、このことは南比地域のみならず、山間部や中山間地域で農業を営む人たちにとっても、一定の期待を持って受け止めていただいているのではないかとこのように思います。

一方、山間部の圃場に目を向けますと、こちら、ちょっと写真がございますのでご覧いただきたいんですけど、畦畔の法面に、ちょうどここが畦畔になるわけ

ですけれども、法面に鹿や猪が通った跡が何本も残り、圃場が荒らされたり、法面や圃場のあぜが崩れているような光景を何度も目にしております。ちょうどこの写真の赤いラインの部分に、これ、ちょっと写真では分かりにくいんですけども、鹿や猪が通って崩れたような跡がたくさんついているわけですね。このような急な法面などへは箱わなとか囲いわなを設置するということは、これ、物理的にも無理でありますし、効果的な対策が現在見当たらないのが現状です。

現在、日野町ではくくりわなの設置は、人や猟犬などが誤ってわなにかかることを避けるために行われておりませんが、先日、農家の方や農林課の担当者さんとともに現地の視察を行ったところ、場所によっては安全性の上からもくくりわなの設置が可能と思われるような地域もございました。日野町の圃場は、平地から山間部までさまざまな環境に立地しております。これらを一律にみなすのではなくて、できるだけ現地、個々の環境や条件に沿った獣害対策をとっていただき、場所によってはくくりわなの設置を認めていただくということはできませんでしょうか。この点についてお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 2番、後藤勇樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 農業の関係についてご質問をいただきました。

まず最初に、日野町の米の基準単収についてでございますが、国と県の助言、指導を受け、地域再生協議会において協議、検討のもとで、日野町が設定をいたしております。この基準単収は、飼料用米などの戦略作物助成を算出するときの基準でもありますが、同時に米の生産数量配分に用いる基準でもございます。平成28年度の日野町の基準単収は518キロでございます。農林水産省の統計データから計算しており、滋賀県から日野町への米の生産数量配分の基準単収も同様の計算で518キログラムになっております。基準単収の設定には、農林水産省の統計データを用いるほかに、水稻共済の基準収穫量を用いる方法もありますが、県から町に示された518キログラムを下回らないように設定しなければならず、どこかの地域の基準単収を上げるとどこかの基準単収を下げることになり、地域間の合意をとることがなかなか難しいことから、変更は困難と考えております。

次に、くくりわなについてでございますが、現在、日野町の有害鳥獣の捕獲は猟友会による銃器捕獲と、集落ぐるみによるわな捕獲の方法がありますが、わな捕獲のうち、くくりわなについては銃器捕獲において猟犬が誤ってわなにかかるおそれがあるため、猟友会との協議により、設置しないこととしております。このため、今回の集落からのくくりわなの設置の相談については、原則認めることはできませんが、銃器による捕獲活動に支障が生じないように、また周辺的人身に危険が及ぶことのないよう、集落が十分な自覚と責任を持って取り組まれるということになるならば、限定的なくくりわなの設置も協議を、検討していくことも可能なかと思

っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは、いくつか再質問をさせていただきたいと思います。

近年の水稻農家の経営環境悪化は非常に著しいものがあります。中規模以上の農家さんで、何とか経営を成り立たせている方もいらっしゃいますけれども、そういった方でも圃場ごとの収支を見れば明らかに赤字になっている圃場が必ずと言ってよいほどあると思います。同程度の面積規模の経営をしている農家さん同士であっても、山間部の圃場が多いとか、あるいは獣害が多いとか、個々の圃場の面積が小さくて枚数ばかりが多いとか、四角くない変形田が多い、またなかなか水が抜けない湿田であるとか、畦畔の面積が大きくて草刈りが大変であるとか、あるいは水利が悪い、日当たりがよくない、そういった圃場を多く抱えていらっしゃる農家さんは、利益率が非常に悪くなっております。

例えば、これは一例ですけれども、西桜谷地区の蓮花寺は、現在5人の認定農家さんで耕作放棄地が出ないように取り組んでいらっしゃいます。ですが、各個人の経営の中ではやはり条件の悪い圃場も存在しておりまして、そのような圃場でも耕作条件がさほど悪くない圃場と合わせて同一の同じ地主さんから借りていらっしゃるの、耕作がなされておりますけれども、今後、今以上に米価の下落が進んでいきましたり、あるいは資材の値上げがあれば、このように収支の成り立たない中でこの先も水田を守っていくということは非常に困難になってまいります。日野町の中では、蓮花寺はまだ条件のよい方です。私が暮らす鳥居平などでは、獣害はもちろんのこと、下手をすればトラクターがはまってしまうような圃場が軒並み続いており、畦畔の法面も非常に大きいので、私たちは年がら年中、草刈りに追われているというのが現状です。

このように、採算がとれなくても個人の努力と、あとは農業を絶やすわけにはいかないという信念の中で経営が続けられている不採算圃場を、直接支援する制度をつくることはできないものでしょうか。これはお金の支援だけではなく、条件の悪い圃場を耕作管理することにより、それが逆に有利な条件になるようなアイデアでも、それが支援につながると思います。四角形以外の変形田や10アール以下の圃場、湿田、獣害のひどい田んぼなどの耕作者は転作率を下げるとか、山際の棚田や畦畔の高い田は景観保全の直接援助をするなどの、条件の悪い圃場を耕作管理すれば経営に有利になるような政策をつくることはできないものでしょうか。

それと、獣害についてですけれども、また鳥獣害対策についてですが、先ほど町長のお話で、人や猟犬に危険が及ばないように、集落で十分な自覚と責任を持って取り組んでいただければ、くくりわなの設置も許可していくことも可能とのことで、これは非常にありがたいというふうに受け止めさせていただいております。

す。今後も町に猟友会さんとも連携していただいて、町内一律ではなく、圃場の場所によって、ケース・バイ・ケースで何とか有効性のある対策を考えていただけるようお願いいたします。

鳥獣害対策については、駆除をするだけではなくて、圃場や人の生活区域に鹿や猪、猿、鳥などが近づかないようにする手だてがないものかと調べておりましたら、広島県の庄原市において、超音波を使って害鳥獣を忌諱する装置が産学、民学協働プロジェクトで開発されていることを知りました。こちらがそのプロジェクトの資料と、あと実際検証も行われておりまして、検証されたデータなんですけれども、この超音波は人には全く聞こえない2万ヘルツの音波領域を使っておりまして、害獣にとりましては電車が通過するときのガード下と同等の80デシベルの爆音に聞こえるようで、資料は先日農林課さんにもお届けしておりますので、ご覧いただけているものとは思いますが、この装置は効果の検証も行われており、また効果範囲も限定できるので、民家で飼われているペットなどへの影響を避けることもでき、しかもワイヤーメッシュを張りめぐらせるのに比べると景観を損ねることもなく、設置の労力や、費用や、ランニングコストを含めても、現在の獣害対策より低く抑えることができるのではないかと思います。このような装置を試験的に導入して、当町において効果の検証を行うことができないものでしょうか。

また、この装置と音波の種類や出力方式などに違いがありますが、やはり音波を発生させて有害鳥獣を忌諱する装置を、現在、音羽と蓮花寺に設置してあると聞き、それがこちらの装置ということで、先日、農林課さんの方から資料をいただいたわけなんですけれども、こちらも先日、実際に足を運んで見てきましたが、この装置の仕組みや効果、私が行ったのは昼でしたので、これ、夜しか働かないということを知りまして、止まっておりますので効果が分からないんですけど、効果とか価格、またランニングコストなどについてもあわせて質問させていただきます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 後藤議員より、中山間の農業、また獣害対策について再質問いただきました。

まず、基準単収の件でございます。先ほど来、町長が申しましたように、日野町では518キロという基準単収で使っております。答弁ありましたように、1つの集落の中でも8俵とれるところもあれば7俵のところもある、制度よりもとれるという、1つの集落の中でもそんな状況で、なかなかそれを地区ごとにして日野町でまとめるというのは困難だなどという判断でそうさせていただいています。ただ、合併された市町ですと、旧の市町で単収をつくって、旧の市町ごとに単収を分けておられるという市もございます。日野町では今のところ試算もしてみたわけなんですけれども、結果的には滋賀県から日野町に配分が来る単収をオーバーできませんので、集落間

の調整が困難であるという判断をしております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変努力いただひているという山間部の農家さんには理解もするわけでござひます。ここは今のところ、今の国の政策でいきますと、麦や大豆、そういった土地利用型の農業を進めるというのが第1点でござひます。ただ、そこへ向かない、それに向かない物は、今、先ほど言われましたWCSとか飼料稲、それから加工用米を戦略作物として、今、奨励金も麦や大豆と変わらぬ金額になるように支援されているというのが現状でござひます。いわゆる国の方もようやく適地適作というのを進めてこられたというのが現実でござひます。ただ、それでも山間地については苦勞があるというのは現実かと思ひます。そこはそれぞれ努力いただかないと、なかなか利益率を上げていくのは厳しい面があるというふうにお思ひます。

もう1点言われました、転作率を下げるといふ話でござひました。実は518キロという単収が県の方から来るわけですが、各集落さんの方には大体9月に次年度の米の生産数量の目安、それから12月には確定の目安をお知らせしているわけですが、そのときに実はそういった山間地の調整をさせていただひております。米の生産数量での調整ということをござひいただひておりますので、ご理解お願ひしたいと思ひます。

それから、獣害の件でござひます。くくりわなの件につきましては、限定的といふことで猟友会さんの方もご了解いただきました。基本的には土日に猟友会さんは活動されますので、平日ならばそういった対応も可能であろうといふ返事はいただひたんですけれども、先ほどお写真で見せていただきましたところは、フェンスの、囲われた農地の中の架線での出入りやといふところでござひましたので、そういうところならば十分猟友会としては危険性がないだろうと。ただ、集落の中では十分注意していただかないとだめだろうといふような返事をいただひております。よろしくお願ひします。

もう1点、庄原市の例を出していただきました。参考資料として十分こちらもお検討してまいりたいと思ひますけれども、獣害対策の資材はたくさんござひます。それ、何が効くかといふと、なかなか効果がこれといふてあるといふものでは実際はないです。音羽に設置してありますのは、フェンスを囲うんですけれども、町道はフェンスで防げませんので、そこはどうしても夜中に鹿が出入りするといふところで、センサーで察知したときに、鹿が来たときにセンサーが察知しまして、超音波とレーザー光線でおどすと。侵入を一旦防ぐといふのがその装置でござひます。今のところ試験的に業者の方へ依頼してござひまして、経費等はちょっと今、かかっておりませんので、コスト面はお答えできない、申しわけござひませぬ。今それがどうなっているかといひますと、一旦は鹿の動きが止まります。カメラも設置してもらっていますので、止まるんですが、小鹿が先に行くと親が後からばつとついていくと

いうところで、侵入を何度もされているというのが現実でございます。それと、ちょっと音羽の地域ですと、夜、牛舎もございますので、近辺に、農家さんが出入りされると、結構静かにはなるんですけども車の出入りもあるということで、ちょっとそういう面では効果が鈍っていると、業者さんのお答えでございました。そんなような状況でございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 再々質問になりますけれども、平子の辺を車で走っておりますと、非常に棚田に近いような風景が広がっておりまして、きれいに見えるんですけど、よく見ると耕作されていないわけなんですけれども、草刈りがしてあるから景観的には非常にきれいなんですけれども、やはり平地に比べたらああいう、平子のあたりですとか熊野とか、私らが暮らしておりますような鳥居平とか、こういった山間部は耕作がやっぱりしにくいわけですね。これはもう十分お分かりいただいていると思いますけれども、ただ、やはり景観としては非常に美しい景観を持っておりますので、ぜひ今おっしゃっていただいた、そういった補助といいますか、に加えて、景観の面からの補助なんかもまた行く行く考えていただければと思いますので、そういったことが今の日野町の中の決まりでできるのかどうかというようなこともちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

また、今先ほど獣害のことでお話いただきましたけれども、なかなかいっぱいいろんな獣害対策の装置などがあるから、どれが効果があるのかなかなか分からないということなんですけれども、ぜひ今もやっていらっしゃると思うんですけれども、先ほど私、紹介しました庄原市のものなどは、2年ほどずっと検証していらっしゃって、そこそこやっぱり効果が上がっているようなんですね。こういったものの中にはあるようですので、そういったものも試験的に取り寄せていただければ取り寄せていただいて、新しいことにもチャレンジしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 棚田としての景観という面での助成というようなお話でございました。

助成といいますか、1つは生産調整という面で、以前はそういった景観作物も助成金として支給をしておったわけなんですけども、全体の予算の、生産調整の産地づくりという予算の枠の中では、なかなかそちらに回していける状況にないというのが現実でございます。また別の面でそういったことは対応できるか、ちょっと検討してまいりたいと思います。

それから獣害の面でございますけれども、ご提案、いろいろいただいてありがとうございます。こちらもいろいろ研究をしてまいりたいと思いますので、またいろ

いろなご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） もう質問できませんので、四国とかあるいは能登半島あたりでよく棚田の写真などが出まして、こんな大変なところ、よくされるなど思うことがあるわけですが、調べていくと、やはり景観に対する補助、助成というのがついているみたいでして、だからこそああいうところでも頑張ってやっていこうかという気持ちが、ああいうところでも高齢化は進んでいるわけですが、気持ちの1つのあれになっているようですので、ぜひ考えていただければというふうに思ひます。

続きまして、2つ目のお尋ねですけれども、県道西明寺安部居線の改良事業についてお尋ねしたいと思ひます。

まず、県道西明寺安部居線のお話をさせていただく前に、3年前の台風18号によって鳥居平は非常に被害を受けまして、その中で、県道の中里山上日野線の復旧工事について、建設計画課さんの方では非常にご尽力いただきまして、やっと道筋もつきまして、この11月末までには工事が完了する予定ということで、先日も説明会もしていただきました。ほんとにありがとうございます。字の方もみんな喜んでいただいております。

それでは本題ですけれども、東西桜谷地域にとって20年越しの悲願であった県道西明寺安部居線の改良工事が、地元の皆さんや地権者の方々の大きなお力添え、ご苦勞、そしてその声にしっかりと応えて下さった当町の建設計画課をはじめとした町や県の行政の皆さんのおかげで、今年度、詳細設計にまでこぎつけることができましたこと、こちらにも重ねて御礼を申し上げたいと思ひます。ほんとにありがとうございます。ただ、とは言うものの、先ほど齋藤議員のお話にもありましたように、まだアクションプログラムの検討路線には違いありませんので、私たち、期成同盟会一同も気持ちを引き締めて事に当たると同時に、地元の皆さんに対してもより一層の誠意をこめて対応をさせていただきたいと思ひます。

そこで、県道西明寺安部居線の改良工事について、何点かお尋ねいたします。

まず、第1期区間、これは中之郷の交差点から賀川神社の前までですけれども、この詳細設計業務、そして第2期区間、これは賀川神社の前から今度は国道307までですけれども、この予備調査業務の発注スケジュールについて、予算も含めて進捗ぐあいや今年度の予定などを、町として分かれば教えて下さい。

そして、2つ目に、現在予定されている第1期区間の法線は、一部区間が新たなバイパスとなりますが、その影響で県道の一部が町道に置きかわると聞いております。ちょうどこの部分に当たる佐久良地区では、降雨量が多い場合の排水がうまくいっておらず、宅地にまで侵入してくることがたびたびあり、地元の方々は今まで

大変な思いをしていらっしゃると思います。これは高橋議員の質問にもあったことですが、今回の改良工事に合わせて、この排水に対する有効な対策も行っていただけるでしょうか。

また、このバイパス部分と接続が予定されている町道奥之池線の改良工事の見通しや予定を教えてくださいたいんですけれども、これ、先ほど齋藤議員のご質問の中で、前期工事については29年度中にということでしたけれども、今までも奥之池線については用地買収というところでなかなか前進しなかったという経緯がございます。今回、29年度中ということが出てきておりますけれども、用地買収のことで進捗に問題や影響を及ぼすような、そういったことが今現在問題として上がっておりますでしょうか。この点も合わせてお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ただいま、県道西明寺安部居線の改良事業についてご質問をいただきました。

まずは、中之郷から賀川神社前までの区間につきましては、県は今年度、第2四半期に詳細設計の発注を予定されています。また、賀川神社前から国道307号までの区間は、整備ルートの検討はされていますが、今後の見通しはまだ決まっていない状況でございます。

また、県道の改良工事に伴う排水計画につきましては、地元の状況を把握しながら、県とともに課題の解決に努めたいと考えております。

さらに、県道奥之池線の改良工事でございますが、詳細設計が完了している状況ですので、用地取得に向けて、順次進めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは、再質問させていただきます。

桜谷においては、既に蓮花寺バイパスが先に開通しておりまして、私も八日市とか旧の蒲生町に出かけるときにはよく利用させていただいております。おかげさまで、時間的にも安全面でも、非常にありがたく思っております。ですが、今回県道西明寺安部居線の第1期区間ができ上がったとしても、この蓮花寺バイパスと直接接続できなければ本当の価値が発揮できないというふうに感じます。高橋議員の地元の中在寺や安部居、北脇の方々をはじめ、西桜谷地区の方々からもその点を強く要望されております。まず第1期区間を完成させて、それから第2期区間をとってしまいますと、県の対応も含め、なかなか前に進めるのが難しくなることも予想されます。私としては第1期区間着工への道筋がついた時点で、できるだけ早期のうちに第2期区間についても着手をしていただけることを要望したいのですが、その点についての町の対応とか、見通しはいかがなものでしょうか。

また、第1期区間が完成すると、新たに県道となるバイパスの部分と、それから

今まで県道であっても今度町に移管される旧県道の部分の接続は、県道に対して直角に交わるようにして、自動車などで県道を走行していると違和感なく自然にバイパス部分に進入できるようにつくっていくというふうに伺っております。が、交通事故というものは、多くの場合、交差点などの道と道が交わっている場所で起きるものです。その点について、今度の改良工事によってつくられる新たな接続場所については、歩道を歩いてきた人は横断する車道が増えることになるわけですし、自動車からの交差点での見通しなども含めて、安全対策は万全を期していただいているでしょうか。この点もお尋ねしたいと思います。

また、第1期区間と第2期区間のちょうど境界に位置する場所に賀川神社さんがありますけれども、この賀川神社には現在、町の水道管が届いておらず、社守さんが毎回重いポリ容器などを持って、何度も長い石段を上っていらっしゃるのが現状です。この工事に合わせて、賀川神社の下まで水道管を延長していただくということはできないものでしょうか。この点についてもお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 県道西明寺安部居線の改良事業について再質問を頂戴いたしました。

現在、第1工期の方が詳細設計ができるということで、着々と事業の方を進めていただいていますことを大変感謝しております。第2期工事の方でございますが、準備がまだできておりませんが、建設の手順といたしましては、先に賀川神社、中之郷から賀川神社へ来て、そして次の307ということになっておりますので、県の方も当然、1期工事ができて効果を発するのは国道307号線までつながった暁には効果が出ますので、すべからく差がないような時期に、前回の1期工事と同じように予備設計に入って、そして詳細設計、そのような事業展開をしていただくように強く要望してまいりたいと思います。

また、雨水排水のことでございますが、この間の促進期成同盟会の役員会でも、地元佐久良さんの委員さんが言われたとおり、詳細設計に入るときに地元の思いを聞いてほしいという思いがありましたので、その部分については県の方にも先日寄せていただいて、その辺のこともお願いをしていましたので、その部分で詳細設計に入るときに地元の意向を聞くとか、そういうことを責任持ってやっていただきたいと、町の方からも強く要望しております。

そして、第2点目の交差点部分の安全確保ということでございます。当然、県道への、中之郷から賀川神社のほうバイパスになった場合の旧道敷きとの交差点の改良になってきます。こちらにつきましては交差点協議ということで、県の公安委員会の方とまずもってしないことには、直角交差がよいとか、交差点部分にはもう少し交差点と交差点を開きなさいとか、いろんな条件がついてきます。また、今回

の新しい県道バイパスが設計されますと、今、私どもが計画しています町道奥之池線のことも、そこに新しいバイパスにつなが方がよいともいう意見も地元の方も聞いていますので、そうするとかなり交差点が重なってきますので、その辺につきましては県の公安委員会と十分協議をしながら、県にもその辺をこちらからも言いまして、安全な道路になるように強く要望していきたいと思っています。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 今、望主課長おっしゃっていただいたように、奥之池線がまっすぐ南向きにおりてきますと、まず、今度町道になる道と交差して、すぐ直後に、今度は新たなバイパスの県道とまたドッキングするということになりまして、交差点が2つ、立て続けにつくられることとなりますので、ぜひ安全面についてもしっかりと配慮したものができるとを願っておりますのでよろしくお願いいたします。

あと、もう1点お尋ねしておりましたことが、第1期区間と第2期区間の間にある賀川神社さん、ここの下に水道を引くことができないかどうか、上下水道課長さんにもちょっとお尋ねしたいというふうに思います点と、もう1つは、県道についての雨水排水だけじゃなくて、奥之池線のあたりも雨水排水の問題が多分発生してくるのではないかと思います。奥之池からどっと水が流れてくるというような話を佐久良の方にお聞きしますので、これは県道とはまた関係ない部分となりますので、町の受け持ちであろうと思いますので、この辺のことについてもしっかりといただけるかどうかというのをお尋ねしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 後藤議員、水道は通告がないので、あえてですけど、サービスで答えてもらいます。

2番（後藤勇樹君） 申しわけありません。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（長岡一郎君） 今、水道の新設が、新設要望ですけれども、あそこは佐久良の方の集落内の方で水道が止まっておりますので、新設となるとやはり自己負担というふうになりますので、その辺はまた相談に応じたいと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） どうしても春の賀川神社のお祭りがあつたりしますので、佐久良とか安部居さんとか奥之池さんとか、私のおります鳥居平とかからこういう要望が出たりしますので、ちょっとお尋ねしたわけなんですけど、申しわけございません。ぜひその辺のこともまたご検討いただければと思います。

続きまして、3つ目ですけれども、滋賀における「平成の大合併」後12年間の総括と今後の展望についてをお尋ねしたいと思います。平成の大合併は、全国の地方自治体の数を1999年、平成11年の3月末の約3,200から現在の1,700にまで削減し、

約1,500の地方自治体を消滅させました。滋賀県でも50あった市町村が19市町へと減少しています。今は近江八幡市となっている安土町、長浜市となっている湖北町、大津市となっている志賀町などでは、議会や町長のリコール運動に発展するほどの強い反対運動が起こったにもかかわらず、当時の首長や議員多数派がこの声を抑えて、合併を強行しました。

当時の国や県、首長や議員ら、合併推進派の主張のほとんどは、合併にあたってサービスは高い水準に、負担は低い水準にという夢のような話を強弁しておりましたけれども、お手元にお配りしてありますグラフの資料を、これですね、ご覧いただければお分かりいただけるとおり、2014年の11月に行われた滋賀自治体問題研究所のデータでは、合併して行政サービスや施策が向上したかという問いに対して、全くそう思わない、これは赤色のところですね、あるいは余りそう思わない、これ、オレンジ色のところですが、という否定的な意見はどの新しい市町でも圧倒的な多数派となっており、新長浜市で78.6パーセント、新東近江市で75.3パーセント、新近江八幡市で71.8パーセント、新高島市で71.1パーセントと、実に7割以上の住民が行政サービス施策が向上したと考えていないことが示されております。また、他の新しい自治体でも、新米原市で68.1パーセント、新愛荘町で67.6パーセント、新野洲市で67.6パーセント、新湖南市で64.6パーセント、新甲賀市で61.8パーセントと、いずれも3分の2の住民が、行政サービス、施策が向上したと考えていないことが明らかになっております。この結果を見ると、結局は合併が効率化と民から官へという流れを押し進め、その結果、さまざまな住民サービスが切り下げられる機会となったのではないかとというのが住人の意識であろうと考えられます。

そのような中、日野町では当時の町長をはじめとした合併推進派に対し、合併反対派の住民により、当時の町長へのリコール投票を実施しようという運動が大々的に行われました。しかし、実施前に合併推進派の町長が辞職することで合併反対運動をそらし、合併賛成の当時の現職町長を再選させることで合併を一気に押し進めようとしたが、これを受けて行われた町長選挙で、合併反対派が推す現在の藤澤直広町長が当選し、日野町は合併しない自立の道を今日までの12年間、歩み続けてきました。

そこで、藤澤直広町長に、小さくても輝く自治体として自立する日野町のこの12年間を振り返っての総括をお尋ねすると同時に、今後の展望をお聞きしたいと思います。町長、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 平成の大合併の状況について、後藤議員の方からいろいろとお話があったところでございます。

12年が経過し、今、全国的にも地方創生ということが言われ、特徴のある町、小

さくても輝く町こそが大事なんだというのが全国共通認識になっているということは間違いがないことだと思います。そういう意味では、無理やり強制的な合併を押し進めたこの国の政策というのは、やはり大きな問題があったのではないかと。そういう意味では、多くの皆さんとともに、住民運動の中でこの町がこの町として歩みを進められるということは、大変ありがたい、すばらしいことであるというふうに思います。

そうした中で3期12年、この職を務めさせていただいておりますが、特に最初の1期目は地方財政危機と、平成16年は地方財政危機といわれる時代でございましたので、全国的に大変厳しい、これは合併したところしなかったところ、共通であります。厳しい財政状況に陥ったわけでございます。そうした中で、日野町におきましては自律のまちづくり住民懇話会からいただいた提言をもとに、自律のまちづくり計画を策定し、地域共同体の再生とともに、情報の公開・共有、参画と協働をし、徹底した行政改革に取り組んでまいったところでございます。そうした取り組みを進めたおかげで、2期目においては懸案でありました日野中学校の校舎建築や、体育館やプールの改修など、教育環境の向上を図ることができたということでございます。あわせて、第5次日野町総合計画の策定期間でございますので、住民の皆さんが大変熱心な議論をしていただく中で、この第5次日野町総合計画をまとめていただいたということでございます。さらに、こうした力のもとで3期目にはこれもまた住民の皆さんの強い要求でございました中学校の給食を始めることができ、さらにはこぼと園の改築をはじめ、医療費助成の拡大も進めることができたというふうに思っております。

そうした中で、今年は第5次総合計画の折り返しの年になるわけでございますが、住民の皆さんの懇話会において総合的な評価をいただきながら、後半の5年に向けてさらに取り組みを強めていこうということでございます。あわせてこの間、地方創生戦略ということで、日野町くらし安心ひとづくり総合戦略を作成し、取り組みを進めていくということになってございます。

こうした3期12年をベースにしながら、次に私といたしましては、こうした第5次総合計画の後半期の取り組み、さらには日野町版地方総合戦略の着実な実施、こういうことを住民の皆さんとともに取り組みながら、住み続けたい町、住んでみたい町をつくるために力を合わせていきたい、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） それでは、再質問させていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、新しく合併した市町の特に関西部の多くの住民から、「合併して何もよいことがなかった」という声が非常に多く上がっておりまして、この声は周辺だけじゃなくて、中心部にお住まいになっていらっしゃる方から

も強く上がっております。他方、合併してしまったのだから、今さらそれを問題にしても意味がないとか、これから考えるべきは新しいまちづくりだといって、合併の検証や総括を否定する意見もあります。しかし、合併の結果を考察することは、合併しなかったこの日野町のこれからの在り方を考える意味でも非常に重要な意味を持つと思うのですが、その点について藤澤町長、どのようにお考えであるかお聞かせ願います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 合併、町村合併自体が全て悪というものではございません。それぞれの自治体がそれぞれの住民の皆さんの議論を通じて合併をされるということは、これは当然あることでございます。現にわが町におきましても、昭和30年に1町6村が合併して、現在の日野町を形成いたしておるところでございます。

しかしながら、平成の大合併につきましては、特に合併しないと財政が立ち行かないよということを国や県がおどしをかけるかのようにやった中で、合併に駆り立てられたというのが現状でございます。自然な発意によって進められたものではないということで、そうしたことからいたしますと、合併された地域の方たちがそんなはずじゃなかったと、こういう思いを持たれることは当然ではないかというふうに思います。合併しないとやっていけないよと言いますけれども、合併した結果、役場がなくなり、その地域が置いてけぼりになったということはもともと想定されたことであるというふうに思いますが、しかし、そのことを私どもも真摯によその市町の状況も見ることでも大事であります。直接よその町のことにとかくくちばしを入れるということも、これはこれであんまり強引なことは言うべきではないかとは思います。

ただ、大事なことは、それぞれの地域において住民の皆さんが自分たちの町にしっかりと誇りを持って、「この町、大事にしていこうやないか」、こういう思いが広がるのが大事であります。そういう意味では、自治体というのはもともと設立の経過の中から、いわゆるそこに住んでいる人たちが思いを持って地域を構成されているのであって、外から外的要因によってくっつけるというものであるはずはないわけでありまして、地理的要因や、歴史的要因や、さらに文化的要因も含めて自治体を形成していく。そして、そこに住む住民の皆さんがその自治体の構成員であるということに自覚と責任と思いを持つ、そういうことこそが地方自治の原点なのではないかなと、このように思います。幸い、日野町はそういう思いの強い住民性のある町でございますので、そうした思いをさらに一層発展させていくことが大事なのではないかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 私は、会議や研修などで他の市町とか、または他府県の議員さ

んたちとご一緒させていただくことがたびたびありますが、そのたびに皆さん、合併せずに自律の道を選択した日野町、そして、合併しない道を推し進めた藤澤町長のことが話題になります。自律した日野町の行政や施策をぜひ視察に行ってみたいという声もよく聞かれ、少し鼻が高い思いをすることもあります。これからも日野町に息づく独自の伝統、風土、産業、町民の心意気、こういったものをしっかり生かしたまちづくりを行っていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 次に、5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。私は、来るべき「蒲生氏郷公ブーム」を見据えた施策と予算計上を要望するというのでお願いしたいと思います。

蒲生氏郷公顕彰会は、5月3日の日野祭に、戦国武将蒲生氏郷にゆかりのある日野町、三重県松阪市、福島県会津若松市の3市町の有志が日野町で育てた酒米山田錦を会津若松市で純米大吟醸として仕込み、松阪市の松阪木綿で包まれた純米大吟醸「氏郷公」の完成を祝うお披露目を、日野まちかど感応館で開かれました。お披露目会には、滋賀県三日月大造知事、三重県松阪市、福島県会津若松市、日野町の3市町長および各市町の顕彰会関係者の出席のもと、鏡開きが開かれ、日野祭に訪れた多くの観光客にも純米大吟醸「氏郷公」がふるまわれた。関係者とともに新酒の完成を祝いました。滋賀県、福島県、三重県のローカル紙だけではなく、全国的にも話題となりました。

さかのぼる4月には、三重県松阪市長、福島県会津若松市長、日野町長の3市町、ならびに蒲生氏郷公顕彰会関係者が、東京のNHKに蒲生氏郷公を主人公とした番組制作の要望に訪れました。要望書では、蒲生氏郷公は92万石の大大名に上り詰めて、波瀾万丈、40歳の生涯を閉じた人であり、茶の湯、千家とのかかわりや、歌人でもあり大名でもあって、キリシタンの人であったなど、その他の知らざる秘話、業績があり、日野、松阪、会津各地で、今で言う地方創生のまちづくりを行いました。その功績は、後に日本の経済の中心的存在である三井などの豪商を生む礎となりました。その功績を今の世に反映させることができないか、それを地域、全国の人々に広く氏郷公の存在を示し、若い世代や多くの人に知っていただくために、NHK歴史番組に氏郷公を取り上げてほしいと要望を出したところ、番組「歴史秘話ヒストリア」に制作に関して前向きな姿勢と聞き及びました。

以上のことから、ここに近年まれに見る氏郷公を生かした観光まちづくりのチャンスであり、歴史ブームもあって、蒲生氏郷ブームが到来することも十分考えられます。しかし、日野町の第5次総合計画、実施計画を見ると、以前のサマーフェスタと産業フェアを名称変更して、氏郷まつりと銘打っているもの以外では、施策の

8番の政策24で、蒲生氏郷公を通して松阪市と会津若松市との交流、PRを進めることに努めるとあるだけで、積極的な施策が何もありません。ぜひとも9月補正で平成29年および30年度まで見通した事業、予算を組んではどうかと思い、回答を求めます。

蒲生氏郷公も町のたからであり、施策24には町のたからを生かした観光と交流を進めるとあります。第5次日野町総合計画を見事計画達成させるためにも、行政の積極的な取り組みを求めます。

また、蒲生氏郷公に関しては、3市町においてそれぞれ顕彰会を中心に人物像が語られております。3市町の教育委員会相互でそれぞれの資料を持ち寄り、すり合わせて、本当の蒲生氏郷公の史実を明らかにしていくことが、今後の地元PRのためにも必要と思いますが、町教育委員会の取り組みも希望します。

施策として、例えば湖北では石田三成公をラッピングした近江タクシー、長浜市の補助金で運行する湖国バスに浅井三姉妹をラッピングしたバスのように、日野町の中を走る町営バスや公用車を氏郷公でラッピングしてはどうでしょうか。提案いたします。

議長（杉浦和人君） 5番、谷 成隆君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 蒲生氏郷公を生かした観光振興施策などの提案をいただきました。

今、縷々お話がありましたように、以前から日野町では蒲生氏郷公顕彰会や商工会のご協力をいただきながら、「蒲生氏郷公を大河ドラマへ」を合い言葉に、宣伝活動やNHKへの要望活動などを行ってまいりました。日野町にとって蒲生氏郷公をはじめとする蒲生氏が日野のまちづくりに果たした功績は非常に大きく、後の日野商人の活躍へとつながったものと認識しております。氏郷公の名とともに、ふるさと日野を広くPRすることが大切だと考えております。

今回、町営バスや公用車に氏郷公をラッピングして、PRしてはどうかのご提案もいただきました。ラッピングをするにあたっては、どのような方法でどのような画像をといますか、ものをなど、いろんな課題がございますので、これは研究しなければならないものと、このように考えております。

また、蒲生氏郷公の史実につきましては、教育委員会において発行いただきました『近江日野の歴史』に詳しく書かれているわけがございますし、そのダイジェスト版であります「ふるさと日野の歴史」においても、蒲生氏一族の盛衰を明らかにしてきたところでございます。松阪、会津若松においても、それぞれの地域にある史実をもとに、いろんなPRがされているところでございます。今後、こうしたことも参考にしながら、氏郷公を主人公とした番組作成の役に立てばいいなと、このように期待するところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 今も氏郷公のお酒も、町長がしゃべってくれはったように、山田、酒米の種というのか苗というのか、これは町長さんが調達していただきまして始まったと聞いて、私も田植えも参加させていただき、協力をしてまいりまして、このお酒も先ほど言いましたように、ちょっと普通のお酒とは違い、値段も高くついたといわれていまして、ここで氏郷公の事務局を持っておられる、また言うとかなんがられるか分かりませんが、また役場職員さんも協力していただいて、お酒を買われるとかPRをするように、前向きな形で進んでいっていただきたいと思えます。

蒲生氏郷公の看板につきましても、去年度はあかなんだが、この28年度で駅前には蒲生氏郷顕彰会の看板を上げるということを会長さんも言ってくれはりましたので、上がってくると思うんですけども、お酒の方もPRするように、役場職員さんが1人でも2人でも、たくさんの方が買っていただけるように協力をして、皆さんで販売していきたいと思えます。そのことについて、今、お酒の状況も3,000本といわれて、つくられて、どのぐらいになっているのかということもひとつ聞きたいんですけど、事務局の方で分かたら分かるだけで言っていたきたいと思うんですけど。

それと、今のラッピングと言うたのも、滋賀県で、滋賀の広報に電話したところ、滋賀県で『戦国武将でまちおこし』という、こういうものができていまして、その中にも大津の方では明智光秀、石田光成、ここに蒲生氏郷も出しといてくれて、町長も知ってってくれると思うんですけど、このモチーフを生かしたこういうのがせっかくあるので、こういうなので一遍、町の公用車とか町営バスにラッピングして、蒲生氏郷ここにあるというのを出していただけたらよいと思うので、その点、ちょっとまずお聞きしたいと思うんですけど。

議長（杉浦和人君） 事務局。

教育次長（古道 清君） 業務の方でございませんで、教育次長についている仕事ということでお答えさせていただきます。

お酒の方につきましては、日野町内で約300本ぐらい行けたかなというふうにお聞きしております。初期の部分としては上できかなというところで、一応、各市町1,000本ずつというように目標はあるんですが、次の段階をどうするかで、やはりお中元、お歳暮のときにまた宣伝をさせていただかないいけないという状況になっているということです。

また、あと職員の方につきましては、事前に予約をとりながら、日野町に仕入れてもらうとなると何本か固めて仕入れていただかないといけないですし、仕入れられるということは、すぐまた現金で決済していただかないといけないということが必ず生じますので、できるだけリスク分散という意味で、町職の部分を抱えられて

いたら頼んでもらいやすいやろうと。3日に売ってもらうときも、その分、余裕を持って売ってもらえるという思いで事前にさせてもらって、協力も得ながらやっているというのが実態です。また今後の中元、お歳暮の方でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、あと松阪の方にも一応確認しましたが、800本ぐらひは行っているのかなというよふなことを聞いております。ちょっと電話だけですので、確実な線ではないですが、そういうよふなことになっております。今後のイベントの方で売られるというこゝで、お酒の方につきましては、絞ったときが一番おいしいんじゃないくて、これから熟成が進んでいくので、冬越えてもまだ大丈夫というこゝで、長期戦でというこゝでござひます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） ラッピングの件につきまして、谷議員の方からご質問いただきました。

県の方でも漫画というんですか、劇画風のそういうよふなキャラクターを制作されて、それでパンフレットという形で作っておられます。町の方でもそういう形で作らるというのでも1つの案やと思ひんではすけれども、氏郷公の姿を銅像というイメージもござひますし、また、がもにゃんというキャラクターもいますし、町の方でも氏郷くんという絵もつくったりして、いろいろと形もさまざまなイメージを作らせてもうてますので、その辺、皆さんのまた合意とか、その辺、いろいろとご協議いただきながら、よりよいものにしていきたいなど、前向きにしていきたいなど思ひていますのでよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 今回は、今も前向きなよふに言ってくれはりましたので、古道次長も前は「知らん」と言うてくれはりましたけども、今回はやっぱりちょっと前向きに、せつかくこゝで事務を持っててくれはりましたら、氏郷公も役員というか理事も、皆さん困っておられますので、ちょっと前向きに考えていただきまして、私もお酒は、3,000本といわれたお酒がもうつくってしもうて、瓶に入ったたらもう賞味期限が来るのかなと思ひたら、タンクに入ってるだけやさかいに、注文したらいくだけやいうことは聞きましたので、ちょっと安心しましたけど、理事会の中で古道次長がそう言うてはりましたので、「売るとかどうするとか、そんなことは考えてへん」と言われましたので、ちょっと心配してはりましたけど、前向きにどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、ラッピングも今、課長が申されましたよふに、かたい蒲生氏郷と違うて、やわらかい方の漫画チックなやつを描いて、がもにゃんとバスとかにラッピングしたり、今度できてくる駅舎を生かす、その中にまた1つ、蒲生氏郷のブースを設け

ていただき、そういうような特産品とかを並べて置いていったらどうかなということも思いますので、企画振興課長は駅のこれに蒲生氏郷をまたしていただくように、前向きにどう考えておられるのか、一言いただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 今度、駅ということで、昨日もご質問いただきましたので申しあげましたが、地元の谷議員さんも入っていただきました中で、地元の方々と今現在、懇話会でいろいろ構想を練っている段階でございます。いただいたご意見も1つのご意見として、具体的な中身に入ったときに、こういうようなブースも1つとちやうかというような話の中で出して行って、みんなで共有していけばというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） ほな、もう要望させていただきまして終わりたいと思いますけど、蒲生氏郷顕彰会もなかなか年配の人ばかりになってきているので、若い人も入ってもらえるように皆さんも声をかけていただき、蒲生氏郷が消えないように続けていってもらえるように、また皆さんのご協力を、またお酒もお中元で皆さんが1人1本ずつでも買っていただいて、やっていくことを要望いたしておきます。

議長（杉浦和人君） 次に、11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、通告に従いまして、今回も分割でお願いをいたします。

まず最初に、ちょっと訂正をお願いして申しわけないんですが、よろしくお願ひいたします。私の通告の国民健康保険の都道府県化についての項で、平成27年5月31日成立と書いておりますけれども、これ、5月27日ということで、申しわけないんですけど、訂正の方、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、国民健康保険についてお尋ねをしたいと思います。現行の国民健康保険法は、1958年に国民皆保険体制として、現在の市町村の運営として誕生してから約60年が経過したところでもございます。当初は1938年、昭和13年ごろだったと思うんですけども、健康保険法が制定されていまして。その中には農民層は対象外とされ、外されていたのであります。現国保は町が保険者として運営されてきたが、ここに来て運営のあり方が大きく変わろうとしているところであります。

ご存じのように、国保には他の公的な医療保険に加入する人々以外の全ての人が加入する、国民皆保険制度を下支えする最後のとりで、セーフティーネットの役割を果たしております。国保の加入者は、当初は農業者や自営業者、これは都会の人が多かったということでもありますけれども、の医療保険であります。50年前には農水業者が42.1パーセント、自営業者が25.4パーセント、被用者のサラリーマン、これはほかのところで保険に入られるわけでもありますけれども、これが19.5パーセ

ント、無職者が6.6パーセントでありましたけれども、2014年には農水業が2.5パーセントまで落ち、また自営業が14.5パーセント、被用者保険の方は34.4パーセント、無職者が何と43.9パーセントであるという状況であります。また加入者の1人当たりの平均所得から見れば、市町村国保は84万円で、協会健保は137万円、組合健保は198万円、国保加入者の所得を見ても、何と所得なし世帯が27.8パーセント、所得100万円以下が55.3パーセントと、これも2014年の状況の調査であります。

本来、国保制度は社会保障制度として国が財政や運営について責任を負う制度でありながら、実際には市町村が担っていることから、加入者は所得の二十数パーセントも保険料を納めなければならず、市や町としても厳しい財政状況の中、独自負担を余儀なくされているものでもあります。

そうした中で、平成27年5月、国民健康保険法の一部が改正され、平成30年度から都道府県が財政運営の責任者となり、効率的な事業の国保運営に中心的な役割を担うとなっておりますが、いま一度、目的やメリットについてお尋ねしたいところでもあります。

そうすると、都道府県の役割についてはどうなるのか。

また、市町村の役割についてはどうなるのか。

国の責任が地方へと転嫁され、県は国からの指導により、医療費適正化計画の策定が医療水準を下げる手段とされるのではないのでしょうか。

また、県が設定する標準保険料率は、参考程度では済まされず、強く誘導されるのではないのでしょうか。

また、今後の事務局体制はどうなるのか、お伺いをしたいところでございます。例えば県の国保運営方針策定への国民健康保険運営協議会などへ、準備会や部会制など、組織についてどういう体制あるいは手順、流れについてもお伺いしたいと思います。

国保運営につきましては、保険者である自治体の裁量にゆだねられている部分も多々あり、自治体職員ももちろんのこと、議会等もどうなるのかお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 11番、東 正幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 国民健康保険の都道府県化についてご質問をいただきました。

国民健康保険につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるということでございます。

まず、都道府県の役割でございますが、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなります。あわせて、県内の統一的な国保運営方針を示し、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を図ることとなります。保険

料の決定では、標準的な算定方法等により、市町ごとの標準保険料を算定し、国保事業費納付金を決定することになります。保険給付に必要な費用を、全額市町に対して支払うことにもなります。

次に、市町村の役割ですが、県が示す国保運営方針により、取り組むこととなります。県が決定した標準保険料を参考にして町の保険料率を決定し、賦課、徴収し、県へ納付することになります。また、資格管理、保険給付、保険事業等を引き続き行うこととなります。

次に、医療費適正化計画についてでございますが、この計画は医療費の伸びが課題とならないよう、糖尿病等の患者予備軍の減少、平均在院日数の短縮を図るなどの、医療費の適正化を図るということを目的としているというふうにいわれております。

県が設定する標準保険料についてでございますが、標準保険料率をもとに、町の納付額が決定されることとなります。この算定にあたっては、市町間の医療費水準や所得水準を調整されますので、この調整方法についてこれから議論を進めていくこととなります。具体的な納付額がどのようになるのか、これを受けて町でも検討を行うこととなります。

次に、今後の事務局体制についてでございますが、県におきましても滋賀県国民健康保険運営協議会の設置がされ、平成29年度に設置がされます。これに先駆け、県における国民健康保険運営方針等の運営のあり方に関する協議、検討を行うための滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会を昨年立ち上げており、今年度、運営方針、標準保険料率等の議論を行っていくこととなります。メンバーは、滋賀県、そして各市町、国保連合会、後期高齢者医療広域連合、学識経験者で構成されております。また、具体的な検討、推進等を図るため、作業部会の設置もされております。また、今年度より県の医療保険課、国保連合会では、準備に向けて係等の設置もされたところでございます。

次に、国保の運営について、自治体職員や議会がどうかかわるのかということでございますが、資格管理等の事務も従来どおり市町に残りますので、事務量が大きく減るといようなことはないと考えております。また、議会におきましても、保険税や国保標準システムに関する予算等にかかわってご審議を賜ることになるというふうと考えております。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） まだ先のことといいながらも、こうやって検討協議会がつけられ、恐らく今年度はいろいろと動かれるのではないかなという思いでございます。

そうした中で再質問でありますけれども、県へは、財政運営の責任主体ということでありまして、今まで国庫支出金として町に入ってきました項目の全てが

県の会計へ入るのか、やはり当然普通調整交付金とか特別調整交付金などは県に入るとは思うんですけども、全部が全部、向こうへ行くのか、日野町へ何も構築する交付金がないのか、そこら辺もお聞きしたいなと思います。

それから、県の方から、今言われたように標準保険料率が示されるわけでありましてけれども、今回、保険料が相当上がるんじゃないかという見方をする資料が多く見受けられるのでありますけれども、先ほど国保の構成等で申しましたように、国保の加入者は低所得者やほんとに高齢者が多く、とても払える状況、高額な保険料になれば状況ではなく、やはり今後も法定外繰り出しをしてもらわないと納められんのではないのかなという思いでございますけれども、そこら辺は、国の方ではこれを出さないようにというようなことも言われているのかもしれませんが、そういうことがもし分かればお願いしたいなと思います。

それから、医療費の適正化対策でありますけれども、やはり医療費の伸びが大きくなってきますと、適正化対策というの、僕の考えでは、やはりこれはもう合理化とか削減とか、それが目的ではないのかなと。政府の方の予算を見ますと、こういうようなのを5,000億して、その分を財政に充てるとか、そういうような分も出ておりましたので、そうなるくと病床の削減や、病院の閉鎖などが起こらないかという懸念がございますので、そこら辺はどのように思っておられるのか。また、この県域でもそういうことがされようとしておるのか、もし分かれば教えていただきたいなと思います。

今後の事務局体制でありますけれども、今まだ国保運営方針検討委員会というのが設置したのでありますけれども、私はこれは準備会というように、国保運営協議会への準備会かなというふうに思うんですけども、やはり何らかの部会とかそういうものに、市町から3名から5名ぐらい、何かの形で参加できないのかなと。もう決まっているかも分かりませんが、そういう議論にやはり町からも、1人といわずに、やはり行政から3名、また被保険者なども加わればええなというふうに思うんですけども、そこら辺はまだ決まっていないのか分かりませんが、もし分かれば教えていただきたいと思います。

それと、今、当町では国保運営協議会があって、その答申なんか、いろんな協議をされて、その答申で動いているわけでありましてけれども、これからもそういうような、この町も国保運営協議会を続けられるのか、そこら辺もお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） ただいま東議員さんから、国保に絡んで何点が再質問の方をいただきました。

まず最初に、国庫支出金等が従来からの流れが変わるということでございまして、

日野町へ直接入ってくるものは何かと、こういうことでございます。これにつきましては、県の方でも国保特別会計の方を設置されるという方向になりますので、お話にもありましたように、定率の国庫負担なり高額医療負担金、これの国の分については県の方の特別会計の方へ入るという仕掛けになりまして、保険給付費に係る分につきましては、県の特別会計の方から全額日野町の方へ入るという形の仕組みに変わるわけでございます。

それと、町の方へ直接という形で残ります部分につきましては、保険基盤安定繰入金ということで、国の分なり、またあと県の負担の分があるんですが、その分が町の方の一般会計へ入ってくるという仕掛けがございまして、これにつきましては保健基盤安定繰入金ということで、法定によります減免分もやっておりますので、その分を補う分は、従来もあるんですが入ってくると。

それともう1点は、27年度におきましても、国の方で拡充されました日野町分ということで、2,000万円ほどが保険者支援制度分ということで入ってございますので、この分が、国、県を通じまして一般会計へ入ってきたものを、町の国保の特別会計の方に入れていただくと、これは従来の流れのままの部分が残ってくるというふうでございます。

ただあと、今後の納付金なりの算定にあたりまして、先ほど町長の話の中にもありましたように、所得水準でありますとか医療費水準をどのように調整するかというところ、それと、私どもの方の保険の収納率なり特別検診の率でありますとか、その辺のことをもって市町に差をつけていこうかというような動きもあるわけですが、その辺についても先ほど話が出ていました検討協議会なりで議論を重ねていくという方向になります。

それと、今回保険料が相当上がるんじゃないかと、こういうようなお話でございまして、これにつきましては、医療費の方が近年、平均的、3パーセントほど上がっておるということになります。これは町の方もそういう形になってございまして、県全体もそういう動きになっておるという中で、県全体で見ますと、保険料の方についてはここ6年間ほど見てみますと、医療費については約20パーセントほど上がるとはありますが、県全体の保険料については1.17パーセントしか上がっていないという、こういう状況からしましても、恐らく上がる方向というのは避けられないんじゃないかと思われまして。ただ、30年度からの都道府県化と、もう1つ、2つの柱ということで、国の方におきましては補助金の拡充、国費の拡充というのをいわれていますので、これについては平成27年度の1,700億円と、平成30年度からさらなる拡充ということで1,700億という形を示されておるわけですが、私どもの方で心配しておりますのは、今回消費税の方が見送りをされた関係で、その分がどうなるんだろうなという心配をしておったんですが、6月13日の国保事務の方を見ております

と、その分の拡充部分については優先的に回すというふうには書いてはございますが、全体で社会保障費に回る部分がどうなるかということにつきましては、注視が必要かなというふうに思っているところでございます。

それと、医療費適正化の関係なんですけども、これにつきましては、病院の閉鎖云々ということは、ちょっと私どもの方、もうひとつ承知はしておらないんですけども、これらにつきましては町長答弁もございましたように、中長期的に見て医療費の削減をしていくのにどういう対策をしていこうかということになってこようかと思えます。その中では在宅療養の推進でありますとか、療養病床の転換支援というようなことも計画の中には入っておるようでございますので、この辺につきましてはちょっと他課の関係になってくるかも分かりませんが、検討の方も進めておるところでございますので、ご了解の方をお願いしたいと思います。

それと、国保検討委員会の準備会の関係なんですけども、おっしゃいましたとおり、既に設置がされております検討委員会につきましては、準備会という形のものでございます。決まっていますのは、今後、県の方にも国保運営協議会を設置するというふうになります。これにつきましては、審議していただく内容は、国保事業費納付金の徴収関係のこと、また国保運営方針の作成に関することを審議していただくことが大きなことかなというふうに思っております。また、この委員につきましては、被保険者代表、保険医、また保険薬剤師の代表ということ、それと公益代表ということで、この3つにつきましては、町の方の運営協議会と同じ形の代表というふうになります。県の方には必ず入れなさいということで、被用者保険の代表の方に入っていただくという条件がつけられて、これの設置をしていくという方向になりまして、議員申されました、市町から3から5名出てというのはちょっと難しいのかな。恐らく各代表3名なり4名のところで決定されるのかなというふうに感じているところでございます。なお、町の方の運営協議会につきましては、従来どおりということでございます。ただ30年度から、今まで任期が2年であったものが3年という形に変わるようになります。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 最初に、保険基金安定化といいますか、それが27年度から、来年度から1,700億、それがあと30年度から変わるわけですか。28年度、29年度も3,400億、2つ足しますとそうなるわけでございますけども、それはさっき言われたように、僕も心配はしておったんですけど、ま、入ってくるやろうというようなことでありますけれども、28、29、30も入るのか、30からはそういうふうに乗っていたんですけども、28、29も3,400入るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

標準保険料率が示されてきて、算定にはいろいろ算出方法があつて、難しいことかなという思いであるんですけども、日野町はやはり従来どおりぐらいで何年かは

やれる予定なのか、県から示されてくるのはやはり所得割と、均等割があるのかどうか分かりませんが、そこら辺をもう1回お尋ねしたいと思います。

また、それから協議会に入れる人数、日野町ではもう1名ぐらいになるかも分かりませんが、もしできたらそこら辺も被保険者の代表ぐらいは誰か入れてもらえんかなという思いでございますので、そこら辺ももう一度お聞きして、そういう検討委員会に言うてもらいたいなと思うんですけども、以上、再々問とします。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） 再々質問の方をいただきました。

まずは1点目、平成27年度からの国ベースでいきますところの1,700億が、28年度、29年度はどうなるんやということでございますが、28年度、29年度につきましても、国レベルの1,700億円については手当てをされるというふうを考えておりますし、28年度はそのつもりで予算も組んでおるところでございます。30年度になりますとプラスして1,700億円を国の方が手当てをしたいということで、国保情報によりますと、その1,700億円についても国保を最優先にするということで、確保ができたという記事の掲載の方を確認したところでございます。

それと、ちょっと言われましたのが、保険料率を決めるのに方式等の話になってくるのかなと思うんですけども、今、県下の中では所得割、平等割、均等割ということで、3方式を採用されている市町が多いというふうになってございまして、日野町の方は4方式といたしまして、今言ったやつにプラスしまして資産割というものを賦課しておりますが、これについては段階的に3方式に向かうということになりますので、廃止の方向に進まなければならないというふうに思っておるところでございます。

それと、日野町の方から県の方の運協の方へ誰かということでございますが、これについては日野町から1名出してくれと、出せるかと、確約はできませんが、そういうお話もあったということ承っておくようにさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 先ほども申し上げましたとおり、国保会計は、先ほど課長から答弁ありますけれども、3,400億が国ベースでおられるということでありますけれども、これはやはり協会健保と同じ保険料にしようと思うと、あと1兆1,000億円要るわけですね。そうすると3,400億円は3分の1ということで、国保もそういうような要望を僕らも考えてしていきたいなと思っております。そういうことで、そういうことをお伝えして、次の食物アレルギーに移りたいと思います。

次に、食物アレルギーについてでありますけれども、食物アレルギーの子どもたちが増えてきてまして、文科省の調査によりますと、小学生の食物アレルギーの有病率は2004年の2.8パーセントから2013年には4.5パーセントに、中学生も2.6パーセン

トから4.7パーセントになったとされ、学校や関係機関での対応が急務とされております。全国のお食物アレルギー患者は6,000万人になったという報道が、この前週刊誌に出されておまして、2人に1人が何らかの症状を持つほどの国民病ともされたところでございます。

幸い、当町は学校給食が自校方式であり、食材の地産地消も進みつつあります。アレルギーが発症する原因にはいろいろ諸説がありますがけれども、食物の摂取の方法や生活環境など、大きくかかわってくるとされているところであります。こうしたことから、学校や関係機関での食育については十分に周知、学習されているところと思われましても、具体的にどのようなかお伺いをするところであります。

特に保護者への周知などはどのようにされているのか。先日もT P P絡みで講演会を開催いたしまして、町民全体に及ぶように、何回かこういった学習講演会ができないものか、また、食育も大事ですけれども、食農教育へのかじ取りが必要とされておりました。そうした講座もあわせて開催してもらえないのか、お伺いするところでもございます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 東議員より、食物アレルギーについてご質問いただきました。

学校での食物アレルギーを持つ子どもたちへの対応でございますが、まず保護者さんの方から学校での配慮、管理事項について必要なことをお申し出いただいた場合に、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）という用紙をお渡しいたしまして、主治医など、医師に必要な事項を記入していただいた上で、これを学校へ提出していただいているところでございます。そして、この調査表をもとにしまして、保護者への聞き取り調査を実施いたします。直接、担任、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などが保護者さんとの面談をして状況を聞き取った上で、必要なアレルギー対応をしているところでございます。

現在、町では幼稚園では3名、小学校では27名、中学校で16名の合計46名の子どもに対しまして、慎重にそれぞれ除去する食材を、給食献立表をもとに毎日食材を確認いたしまして、除去食ですとか、さらに代替食を提供しまして、アレルギー対応をしているところでございます。

アレルギーの発症原因はさまざまでございますし、ご指摘のとおり、食物の摂取内容ですとか生活環境も影響しておまして、生涯を通じた食育が大切と考えております。教育現場の食育の取り組みといたしましては、昨日、中西議員さんの答弁に加えまして、幼稚園、小学校、中学校ごとに農業委員さんやJ Aグリーン近江農協の方々、また健康推進員さんなどと連携しながら、子どもたち自ら食への関心を深めることを目指した取り組みをしております。また、保護者の皆さんに対しても、食の大切さや食文化、栄養バランスなどを正しく理解していただくために、地場野

菜の生産者さんを訪問して栽培の様子をうかがったときの内容ですとか、子どもたちが農業委員さんの指導を受けて体験した芋掘り、また、最近では日野小学校2年生の子どもたちがタマネギ掘りをさせていただきまして、中西議員さん、東議員さん、お世話になりましたありがとうございます。そうした活動の様子を学校だよりですとか給食通信ですとか、また給食だよりを発行しまして紹介して、啓発活動を行っているというところがございます。

また、給食試食会ですとか、給食の準備をしている様子なども参観をしていただくような機会を設けまして、給食や食への理解をしていただくように努めているところがございます。

また、食農教育の観点で申し上げますと、教育課程の中の生活科や理科とか総合的な学習の時間を活用しまして、作物を育てて収穫をして、それを大切にいただく。また子どもたちに感謝の気持ち、心を学んでもらうという取り組みを各学校で進めております。例えば米づくり、また学年に応じた野菜づくりを通して食の大切さについて考えまして、新鮮で安全な食を生活の中で体験するという事で、給食の残菜なども自分が育てたということによって少なくなるというふうに考えております。

また、地域のボランティアの方を収穫の機会に学校に招待するなどしまして交流を実施しまして、郷土愛を育むことも大切にしております。特に日野菜につきましては、全小学校の3年生で栽培をしております、収穫をして、地域の方、ボランティアの方と一緒に漬物にしたりするなどさせていただいて、一緒にいただくというような、これは日野町の特色ある教育として大切にしていきたいと考えているところがございます。

教育委員会としましては、今後も保健センターや農林課などの各関係課とも連携しまして、学校や幼稚園だけではなくて、公民館などの地域の場でも広げていきまして、さらに食育が進むように取り組んでまいりたいと考えているところがございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 比較的日野町の場合、アレルギー患者が少ない。2パーセント程度かな、もっと少ない、小さい子どもは少ないように思いますし、私も農山村の受け入れをしているわけですのでございますけれども、そうすると、こんなこと言うと受け入れ家庭が少のうなるか分かりませんが、やはりほとんどはもう、半分以上がハウレンソウはだめ、キャベツはだめとか、いろんなことが書いているわけですが、そうすると何を食べさせたらいいのかなという思いで、大変弱っているところもあるんですけども、実際そうやって畑にあるものを直接とってきて、そこへ食べさせると、危ないけども食べるんですね。これは危ないなと思いつつも、そういうの、やったらあかんのか知らんけども、「うまいうまい」と言うて食べますので、

やはり食農教育なんて非常に大事なかなというふうには思いますし、これもやはり都会の方はほとんどもう半分以上がそういうことを書いております。この前、三条市から来られた田舎の方は、もう何でも、全然そういうことが書いてなくて、これは珍しいなという思いでありましたので、やはり田舎は大丈夫かなという思いでありますけれども、それもやはり食事をつくるという、そういうことが一番大事なかなという思いでありますし、ここにも書いておりますように、普通の大人が、一般のお母さんやお父さんが毎日の食事を絶対つくらにやというような雰囲気にならんのかなと思う。僕も恥をさらすようですけど、やはりできた、ラップがしてあるような、それをつついて穴を開けて食べているような部分もありますけど、それはあかんなという思いでありますので、やっぱりそういうもんを公民館なり、ここで書いといてくれはりますけども、そういう社会教育、いろんな面で推し進めていただきたいなと。やはり食事はつくって、食べるものというふうな、僕は思っているんですけども、そういうところをよろしく願いいたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。

—休憩 15時34分—

—再開 15時34分—

議長（杉浦和人君） 再開いたします。

13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、議長さんにご無理言いまして申しわけございません。

そうかからないと私は今回思っております。

今回、特にいろいろ考えておりましたけれども、日野菜の生産振興、特に鎌掛で加工施設が本格化に計画され、実施がされようという、そういうことで、ぜひその前提となるような部分について、今回は特に質問させていただきたいと、このように思います。よろしく願いしたいと思います。

日野菜の特産物、日野町の特産物、日野菜は、ちょうど500年以上にわたって栽培を続け、明治、大正時代に品種改良が繰り返され、今日に至っているわけでありませう。まさに歴史を語る代表すべき特産物でもあるわけでありませう。当時は生出荷が主流であった日野菜は、平成2年度に農協と日野町が協力して、原産地でありませう鎌掛地区に日野菜集荷加工施設が建設され、今日の日野菜漬が市場に出回るようになったのでありませう。それからちょうど四半期がたつ中で、生産者の高齢化ならびに後継者難、生産量そのものの落ち込みが続いてきたこともあったわけでありませう。ちょうど平成18年、藤澤町政のもとで日野菜を何としても再生させようと、町と農協、商工会、さらには地元生産部会、日野菜原種組合とが連携して、日野菜再生プロジェクト委員会が結成されました。そして、新たな振興策が打ち出されてき

たわけであります。

当時、地元鎌掛地区での生産部会であったものが、今日では全町的な部会として生まれ変わり、部会員も増えてきているわけであります。生産も当時の落ち込みを克服するまでになってきております。まさにそうした長い歴史と紆余曲折的な取り組みの中で、日野菜を文字どおり伝統野菜、特産物として広め、地域の活性化に貢献させる機運が高まるもとの、老朽化した加工施設の建てかえと近代的な加工運営を図るために、一昨年来、町と農協および地元関係者などで協議を重ね、昨年より農産物加工施設事業が原産地鎌掛地先で本格化するまでになりました。町の粘り強い努力に対して、改めて感謝申し上げるわけであります。

最終決定いたしました、事業主体であります農協の事業計画書によれば、建設完了は平成29年秋ごろとなっております。漬物加工内容は日野菜だけでなく、他の地場産カット野菜も取り入れ、加工工程も手作業から機械化に切りかえるというものであります。作業職員も季節的な作業ではなく、常時雇用となるというものでもあるわけであります。また、日野菜の生産量計画にあたっては、現在の年間45トンから100トンにしていこうというものであります。日野菜の漬物も、現在年間6万袋から20万袋に広げていこうと計画がなされているわけであります。現在、建設地に建っていた農協ライスセンターの取り壊しは全て完了し、この秋ごろには造成工事が始まろうとしております。この事業が完成するならば、町の特産振興はもちろんのこと、地域の活性化、地元の雇用の確保に大いに役立つものだと思う次第であります。

一方、地元鎌掛地区では、町やJAの生産計画による生産拡大に貢献しようと、今年度より長野日野菜団地振興会を組織し、日野菜栽培に適している長野地先の休耕の畑60アール、6反の畑地の整備を行いました。今、初心者でも大歓迎、畑地を大いに貸しますと、耕作者の募集を行っております。また、転作田を活用しての日野菜一畝運動を行ってきております。初めての試みではありましたが、初心者も含めて17名が生産に協力していただきました。1反5畝、1,500平米の転作田には22畝の日野菜畑ができ上がり、種まきから収穫までの作業が行われたわけであります。この春の収穫は約2トンでありました。今後、秋の収穫に向けて頑張っていこうと計画がなされるなど、新たな生産者と生産拡大に努力している状況でもあるわけであります。日野菜の生産、漬物加工、販売がうまくリンクされてこそ、日野の特産となるものであります。そのためにも、生産の拡大は喫緊の課題と言わなければなりません。

そこで伺いたいと思います。

1つは、生産拡大を図るため、生産者の拡大、畑地整備支援についてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

2つには、加工施設が手作業から機械化作業になる利点を大いに生かしまして、生産そのものの買い入れ価格を引き上げるなど、安定を図ることについて、町の方ほどのように考えておられるのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

3番目には、生産物の品質向上に向けての取り組みについて、お考えがありましたらお聞かせいただきたい。どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 日野菜の生産振興についてご質問をいただきました。

生産者の拡大、また耕作放棄地の再生利用などによる面積の拡大は、原産日野菜の振興と産地化を図る上で重要と考えておまして、鎌掛のような主体的な取り組みに期待しております。特に一畝運動のような仲間による日野菜づくりも、今後のモデルとなるものと期待しております。

一方、単収向上や周年栽培などの生産性の向上、また原種種子の必要量の確保なども必要であり、生産者と面積の拡大に合わせた総合的な生産拡大に、JAや県とも連携して取り組んでいく必要があると考えております。

次に、加工施設が機械化作業になる利点を活用し、生産買い入れ価格の安定を図ることについてでございますが、JAによる日野菜の買い取り価格は、収穫の時期や日野菜の容姿に応じて設定されています。新しいJA農産物加工施設における作業効率化による個々の農家への日野菜の買い取り価格の引き上げについては、JAが日野菜加工事業の収支の中で判断をされていくものと考えております。

次に、生産物の品質向上の取り組みについてでございますが、日野町の日野菜は赤と白の色合いが美しい、細長い形をしています。日野菜の栽培技術については、町とJAとの共催で日野菜栽培研修会を開催し、またJAによる圃場巡回指導や品質確認会など、技術指導と情報提供を行い、これらを受けて、生産者も品質向上に努めていただいております。今後も需要に応じた日野菜の品質が確保され、受け入れられる日野町産日野菜の生産に向け、町や県、JA、そして生産者が連携して品質向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、1つ目の、例の生産者の拡大を行っていく上においての、特に畑、田んぼとか、そういう荒廃田での日野菜を生産する助成について、栽培補助金というのか、そういった分について若干質問させていただきたいと思ひます。

その1つは、例の転作田とか今、放棄田、今回新たに、当時は日野菜の団地でありましたけれども、荒廃されておまして、そこを整地して6反ほど広げたわけがあります。これに対して、そういった荒廃田に対する栽培補助制度とか、それから日野菜を転作田のところでやろうと思えば、反当りのいろいろ制度があるわけであ

りますけども、その制度がありましたらまず具体的に説明をひとつしていただきたいというのが1つ目であります。

それから、2つ目の価格の問題であります。今回、特にざっくりばらんな数字を言いますと、一畝運動というて、1反5畝のところ、1筋を1畝と言いますけれども、それを22の畝ができたわけで、その中に17名が参画されました。一人ひとりの畝には前に名前を書いておまして、どこが、どこの方がきれいにやっているかというのがよく分かるように、そういったことも意識的にやられたらいいですけども、その中で、全体的によく、うまくできておまして、その中で1畝をほんとにするのに、3月末から5月の20日までを中心にやられまして、水を、種まきから間引きから水やりから含めて、その1畝を責任持つてということをやったわけでありまして。相当時間の合間でやられてでき上がったわけでありましてけれども、それが全体的に2トンほどとれたわけです。1畝に大体100キロとれるということになっています。100キロとれて、さあ、農協へ出荷で出したわけです。きれいに洗って、根も抜きながら、ひげも取りながら出したわけですけども、100キロで1キロが120円です。100キロといえば1万2,000円という、そういう数字、ざっくりばらんなことを言いますとそういう数字になります。

当時は、1キロは350円台があったわけですね。350円、60円、70円があったわけですから、今、どうしても100円台に落ち込まれているわけですね。これになかなか魅力を感じないというのが、若い方が特におられますね。もうほんとの、そういった意味から見て、価格を決めるのは農協さんの中でありましてけれども、それに対して助言、援助をきちっとやっぱりしていく、農協に対してしていかなければいけないのかなということの特には私を感じます。

そういった意味で、この価格問題については機械化されて手作業がなくなって、ひげ、日野菜のひげなんか取るのが大変です、洗いもするのは大変ですけど、それも全て機械化されていけば、当然コストは下がっていく、下がって生産が増えれば、当然、日野菜の価格を高い値段で買えるということは当然できるのかなということを見ているわけです。それはそういう立場で行政も臨んでいただきたいなという意味で、この2つ目の質問を出したわけでありましてけれども、その点について再度、もう一度お伺いしたいと思います。

それから、品質向上の問題でありまして、いろいろ栽培研究に対する、農協なんかを中心に、いろいろ講習会なんか開かれておりますけれども、これについてはなかなか手引きがあってないというのが言われております。やはり見て、そして学んでつくっていくという、ある意味では昔からのスタイルを身に付けておく方がどうしても必要です。今、その方がどんどん高齢化になって亡くなられておられます。それを受け継いでおられる方が何人かおられまして、やっぱりそういったことを現

地で学ぶという、そういう指導にやっぱり切りかえていくことで、やっぱり日野菜というのは、日野の日野菜というのは立派なもんだ、スマートできれいだという、ほかの日野菜と違うんだという、そこを強調、さらに今回やっぱりしていく必要があるのかなということを思いました。そういう意味で、品質向上のためにも、ぜひ今、長野団地で、振興会で作りましたベテランさんがおられますけれども、こういった方も大いに講習をしていきたいということを言われまして、そういった振興会を農協さんも大いに活用していただくという、そういうことも地元の方からも当然言いますけれども、町の方からも積極的に農協に働きかけてもらうという、そういったお考えはどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 對中議員より再質問をいただきました。

1点目の、荒廃農地での補助ならびに田畑での栽培での補助についてでございます。鎌掛の長野地区におきまして、は随分荒廃農地を開墾いただきまして、整備をいただいております。それに対しまして、町の方、国の補助なんですけれども、支援をさせていただいて、随分と拡大をしていただいているところでございます。昨年も実施いただいて整備いただいたところで、今年度ももう少し増やしてはどうかというようなお話を伺っているところでございます。ただ、補助金には一応上限がございます。自分たちで開墾していくというのが条件でございます。ほんとに笹が背丈以上のところを刈り取って開墾されて、1年目では作付できませんので、1年間ずっと耕すだけの作業で、ようやく2年目から作付ができるというような状況で、ご努力いただいていることには本当に感謝しているところでございます。田畑の補助につきましては、田については産地づくり交付金ということで、今年度は1反当り4万円の補助、畑については1反当り5万円というような補助をしております。そのほかに、日野菜の生産に係るハウスの補助、それから、これから盆過ぎに播種いただくために、土壌改良ということで堆肥を散布いただくための補助と、畑地であっても助成をさせていただくようになっておりますので、これは今までなかなかPRが足らんかったんちゃうかということで、広報にも載せていこうということで、PRをさせていただくように、今、準備をしているところでございます。

それから、収穫の販売価格でございます。一応、今のおっしゃられましたキロ当たり120円というような話でございました。100円から300円という幅で、品質によって幅があるというのは聞いております。新しい施設につきましては、1つは、今の新しい施設を建設するにあたってはコンサル業者が入っております、こういった経営方針でやっていくかということも検討しながら、施設の規模等、検討いただいているわけでございます。そういった中にも入らせていただいておりますので、助言等、してまいりたいと思います。

今の老朽した施設につきましては、実は生産をしていただいても受け付けできないというような現状がございます。ただ、今度の施設はそれを受けられないじゃなくて、全て受けられるような規模にしようというのが1つ、ございます。さらに、広く受け付けできるように、土つきの日野菜でも受けられないかというような検討も、今、しているところでございます。

それから栽培研修、品質向上でございますけれども、研修を町とJAと県と連携しましてしておるわけですが、全体的な、日野菜の生産者を拡大するという全体的な研修は、一定、させていただいております。そこは生産者を増やそうという思いが強くございまして、家庭菜園の方がもう少し日野菜にも目を向けてもらおうという思いでございます。もう1つ、議員おっしゃいますように、日野菜生産部会でもう少し専門的に研修をしてもらう方がいいんじゃないかというような議論を、今、しているところでございます。JAと相談いたしまして、そういったふうに連携して協力してまいりたいというふうに思います。

もう1つ、生産者を増やすという意味で、ようやく鎌掛だけでなく、桜谷の方面や増田方面でも栽培が、三十坪やそういう方面で栽培が増えてきております。1つは、鎌掛のような新しい一畝運動というような、楽しみながら生産をするというようなことで生産者を増やしていく方法も1つであるな、それから増田でやっておられるんですけども、集落営農で組織で取り組む生産もやっていかなあかなということで、今度の研修会ではそういった事例発表をしていただいて、いろんな取り組み、それから成功事例というにはなるかならんか分らんのですが、そういったものを紹介しながら生産者を拡大していきたいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） そこで、例の生産拡大の耕作者を増やしていくという問題につきましては、実は長野の日野菜団地振興会では、新たに今、先ほど言いましたとおり、荒廢地のところを増やして、それから同時に、日野菜のPRと同時に、耕作者を大いに参加を募るような運動を今、行っております。例えば「一畝程度から大きな面積の畑までお貸ししますので、初心者の方大歓迎」という、そういった大きな看板をどんと掲げまして、日野菜栽培の手引きもありますよとか、地元の生産者が親身に相談に乗りますよとか、そういったごっつい看板を掲げてやっているわけです。これはぜひ地元の鎌掛までご相談くださいということをやっております。

やはり鎌掛の地で、一遍皆さん、鎌掛の長野のところでも1畝でもいいのでつくりませんかという、そういう軽い感じでやってもらうような募集は、地元は当然しますけれども、ぜひ何らかの形で行政側もPR、一緒にそれをやっていただければありがたいかなということで、もしその点でお考えがありましたらよろしく願い申し上げます。

同時に、今、新しい荒廃地田での6反ほど広めましたけれども、やはり南砂川という当時は川がありまして、その水をくみ上げてやっておりましたけれども、もうどうしても水が少なくなりまして、やはり水管理が困っておりましたので、何らかの形で畑地はつくるけれども、水の確保もやっぺいこうということを、今、この振興会ではやられております。そういった意味でのまた助成なんかもいろいろお願いしたいなということを思いますので、その点ももしお考えがありましたらよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

あと、最後になりますけれども、ここの行政と私たちだけの話で日野菜の問題が進むわけじゃありません。今現在、昨年のおきから、日野町の日野菜振興会の会議が昨年来からできました。グリーン農協から長野の地元、それから深山口の原種組合の關係とか、商工会とか、農業委員会とか、普及所とかそういったメンバーで、十幾つが集まってやる振興会でありますけれども、この中にそういう大いに議論できる場ができておりますので、ぜひこれの再開もさらにしていただければありがたいと思いますので、その点もありましたらご意見伺いたいと、このように思います。どうかよろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） 再々質問をいただきました。

私も長野団地での看板は確認をしておりまして、町の方の実は助成で建設もしているわけですが、地方紙なり、そういったいろんなメディアを通じてそういったPRをしていけば、もっと広がるのではないかなというふうに思っております。この間、運営委員会の方ともしゃべっておりましたら、問い合わせが何件かあったよというようなお話も聞いておりました、アドバイスもしていきたいなというふうに思っております。

それから、栽培に係る水につきましては、今ちょうど相談に乗っております、こういったやり方がどうかというような、今、提案を町の方からさせていただいているところがございます。何とか実現できるように頑張りたいと思います。

もう1点、振興会の件につきましては、関係者が寄りましてどういった議論ができるか、検討してまいりたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） これで終わりますけれども、ぜひ私も今回、日野菜振興の關係では、町の特産を全国に知らしめるということと同時に、地域の活性化それから雇用の問題、これの確保ができるという意味で一石二鳥というのか、ある意味では夢が広がる取り組みかなということを考えております。ぜひ今後とも皆さん方のご支援というの、ご協力もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。これで終わります。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終わります。

委員会審査および調査につきましては、17日には午前9時から厚生常任委員会、午後2時から総務常任委員会、20日には午前9時から産業建設常任委員会、午後2時から人口減少対策特別委員会、21日には午前9時から地域経済対策特別委員会をそれぞれ開き、委員会の審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

なお、6月24日におきましては本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会をいたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

— 散会 16時02分 —